

日本語教育推進議員連盟第22回総会 式次第

令和7年6月12日（木）14時00分～15時00分

参議院議員会館 地下1階 B107 会議室

一、開会（司会進行） 事務局長 里見 隆治

二、挨拶 会長 柴山 昌彦

三、議事

- ① 日本語教育機関認定法の施行状況について（報告）
- ② 育成就労制度等における日本語能力向上の仕組みの検討状況について（報告）
- ③ 関係省庁の日本語教育に関する取組の状況について（報告）
- ④ 日本語教育推進基本方針の見直しに向けた検討状況について（報告）
- ⑤ その他

四、閉会
挨拶

副会長 浮島 智子

令和7年6月12日 日本語教育推進議員連盟第22回総会関係省庁等・関係団体
出席者一覧

<関係省庁等 出席者>

【文部科学省】

茂里 毅 総合教育政策局長
橋爪 淳 大臣官房審議官（総合教育政策局担当）
降旗 友宏 総合教育政策局日本語教育課長
釜井 宏行 総合教育政策局国際教育課長
鴨志田 暁弘 総合教育政策局視学官（日本語教育課付）
草野 純一 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長
浦田 晴香 高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

【総務省】

槇田 祐子 自治行政局国際室参事官補佐
山内 匠 国際戦略局技術政策課研究推進室課長補佐

【法務省】

君塚 宏 出入国在留管理庁審議官
菱田 泰弘 出入国在留管理庁政策課長
伊藤 純史 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
沼本 光江 出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室長

【外務省】

鈴木 律子 大臣官房文化交流・海外広報課長
四ツ谷 知昭 独立行政法人国際交流基金 日本語第1事業部部長

【厚生労働省】

佐藤 純 人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官
仙田 統悟 職業安定局外国人雇用対策課 課長補佐
亀谷 航平 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課課長補佐

【経済産業省】

安生 隆行 通商政策局 技術・人材協力室 室長補佐

【金融庁】

藤田 美穂 監督局銀行第一課 課長補佐

<関係団体等 出席者>

【日本語教育機関団体連絡協議会】

(一財)日本語教育振興協会	理事長	加藤 早苗
(一財)日本語教育振興協会	理事	白石 勝己
(一社)全国日本語学校連合会	理事長	長岡 博司
(一社)全国日本語学校連合会	事務局長	井之上 純孝
(一社)日本語学校ネットワーク	代表理事	大日向 和知夫
(一社)全国各種学校日本語教育協会	副理事長	新井 時賛
(一社)全国各種学校日本語教育協会	副理事長	永井 早希子
全国専門学校日本語教育協会	副会長	池田 俊一
全国専門学校日本語教育協会		佐久間 みのり
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会	代表理事	野田 敏郎
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会	専務理事	香川 順子
日本語教育機関団体連絡協議会	事務局	森下 明子
日本語教育機関団体連絡協議会	事務局	谷 一郎

【公益社団法人日本語教育学会】

公益社団法人日本語教育学会	副会長	小澤 伊久美
---------------	-----	--------

日本語教育機関認定法の施行状況について

令和7年6月
総合教育政策局日本語教育課

1. 認定日本語教育機関の認定

◆ 令和6年度の認定結果

- ・ 申請機関数 120 機関
- ・ 認定とした日本語教育機関 41 機関 (機関名公表)
- ・ 不認定とした日本語教育機関 3 機関 (機関名公表)
- ・ 継続審査とした日本語教育機関 11 機関
- ・ 審査中に取り下げを行った日本語教育機関 65 機関

※ 2回の申請期間の累計

◆ 令和7年度1回目の申請状況

- ・ 申請機関総数 74 機関
(うち法務省告示機関34機関、大学別科等1機関)

〈課程分野の内訳〉

- ・ 留学のための課程 73 機関
- ・ 就労のための課程 1 機関
- ・ 生活のための課程 0 機関

(参考) 令和7年度1回目の認定審査スケジュール

- 4月上旬～5月中旬 : 事前相談
- 5月19日～5月23日 : 申請受付
- 6月中旬～9月頃 : 担当官による実地確認、一次審査、二次審査
- 10月末頃 : 認定結果公表

2. 登録日本語教員の登録

◆ 令和6年度日本語教員試験の実施状況

- 受験者数 17,655名
- 合格者数 11,051名
- 合格率 62.6%

※ 「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。

※ 試験当日（令和6年11月17日（日））の列車運休及び音量調整トラブルによる再試験を令和6年12月8日（日）に実施（該当する受験者のみ）

（参考）令和7年度日本語教員試験のスケジュール

- 7月14日（月）～8月22日（金）：出願受付
- 11月2日（日）：試験実施
- 12月12日（金）（予定）：受験者へ試験結果通知、試験結果公表

◆ 登録日本語教員の登録状況（令和7年6月2日時点）

- 登録申請 10,248名
- 登録済み 9,418名

3. 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録

◆ 令和6年度の登録結果

(登録実践研修機関)

- ・ 申請機関数 65機関
- ・ 登録した機関 55機関 (機関名公表)
- ・ 審査中に取り下げを行った機関 6機関
 - ※ 2回の申請期間の累計
 - ※ 新課程追加申請を含む

(登録日本語教員養成機関)

- ・ 申請機関数 79機関
- ・ 登録した機関 66機関 (機関名公表)
- ・ 審査中に取り下げを行った機関 7機関
 - ※ 2回の申請期間の累計
 - ※ 新課程追加申請を含む

(参考) 令和7年度1回目の登録審査スケジュール

- 6月中 : 事前相談
- 事前相談終了後～7月4日 : 申請受付
- 7月下旬～10月頃 : 一次審査、二次審査
- 10月末頃 : 登録結果公表

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

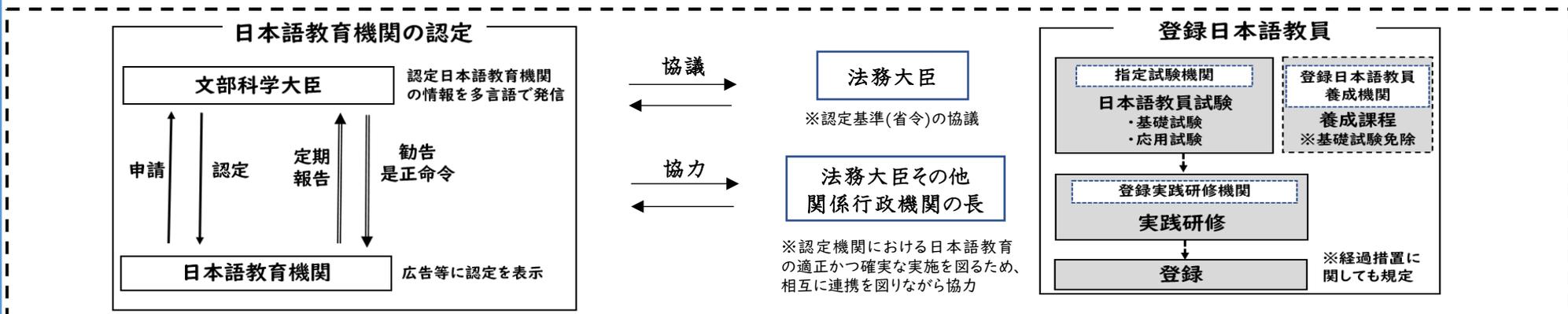
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

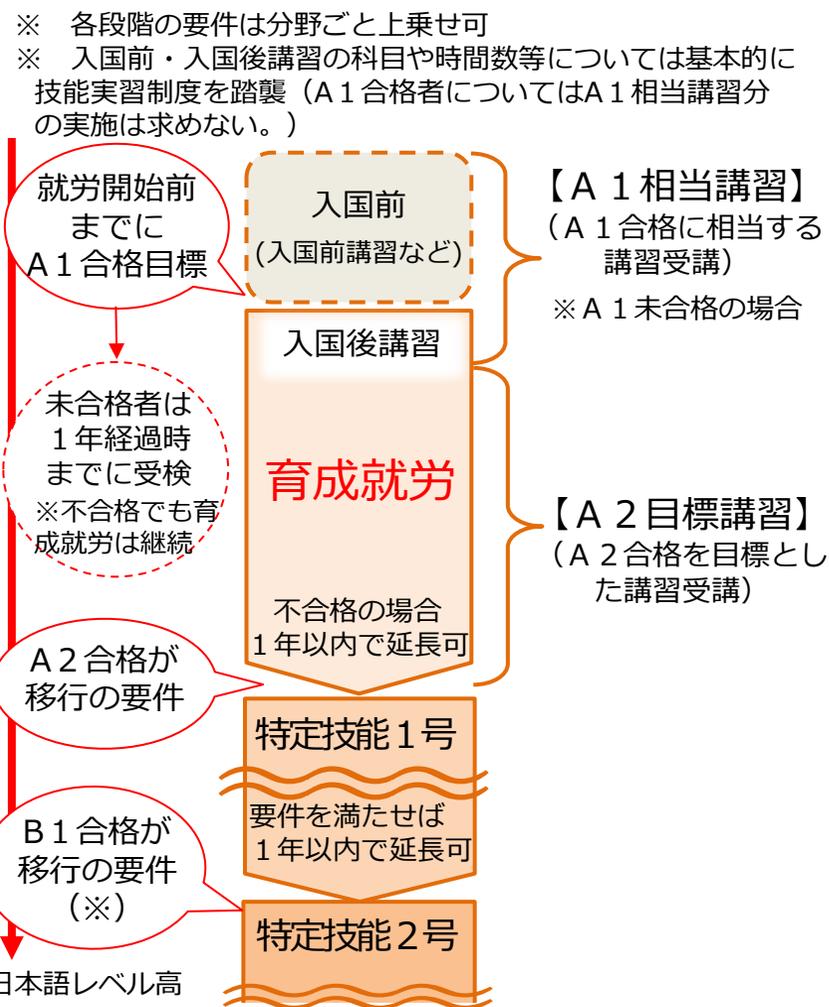
令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

【現行】
日本語教育の質
・量の担保なし



【新制度の考え方】
就労開始時、育成就労終了時にそれぞれ必要な日本語能力水準を設定することに伴い、
受入れ機関の負担により、認定日本語教育機関等における必要な講習受講を制度化

日本語能力向上のフロー（イメージ）



A1相当講習・A2目標講習の内容

-  **1. 内容**

 - ✓ A1 / A2 相当の試験合格を目標とした **100時間以上**の体系的な講習
-  **2. 実施主体等**

 - ✓ 認定日本語教育機関の「**就労**」課程
 - ✓ 施行後一定の間（※）は、**登録日本語教員による講習も可**
 - ※ 経過措置期間は、育成就労制度の施行から5年を目途としつつ、日本語教育機関認定法の施行状況も踏まえ検討。
-  **3. 実施形態**

 - ✓ A1相当講習は、入国前後の講習において実施、
A2目標講習は、受入れ機関が育成就労期間中の受講機会を提供
（いずれの場合も受入れ機関が費用を負担）
 - ✓ 地方部等においても受講しやすいよう、**フルオンラインによる受講も可**
-  **4. 講習の実効性確保（今後の運用）**

 - ✓ 日本語教育の取組や試験合格率を、**優良な監理支援機関や受入れ機関の基準として活用**（より高いレベルの試験合格は更に加点）
 - ✓ 育成就労外国人向けの教材やモデルカリキュラム等についても、施行までの間引き続き検討

（注）A1・A2・B1は「日本語教育の参照枠」に基づく熟達度尺度
A1は日本語能力試験（JLPT）N5レベル、A2はN4レベルにそれぞれ相当

※経過措置として、施行から3年の間は特定技能1号から特定技能2号に資格変更するときはB1合格を課さない。

日本語教育関係施策等の 推進状況について

令和7年6月

<目次>

文部科学省関係	p. 2
法務省関係	p.32
外務省関係	p.42
厚生労働省関係	p.58
経済産業省関係	p.64
総務省関係	p.68

文部科学省関係資料

文部科学省における日本語教育施策

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）に基づき、次のような取組を推進。なお、令和6年4月の「日本語教育課」創設に伴い、文化庁より業務を移管。

<日本語教育の内容・方法等の充実>

「日本語教育の参照枠」の策定・普及

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標・包括的な枠組みを策定（6段階の尺度：A1～C2）（R3.10）
- 参照枠を教育現場で活用するための手引の作成・公開（R4.2）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容をレベル・言語活動ごとに示した「生活Can do」の作成・公開（R5.3）
- 参照枠の見直しのために検討すべき課題の整理（R6.2）
- 分野別（生活・就労・留学）日本語教育モデルの開発（R4～6）

オンライン等による日本語教育の普及

- オンラインを活用した日本語教育のための実証事業の実施（令和3年度補正予算事業）（R3～4）
- ICTを活用した日本語教育に関する検討の観点の整理（R6.2）
- 地域における日本後教育でのオンライン活用の促進強化（R7～）

<日本語教育の基盤整備・調査研究>

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用（H25～）
- 日本語教育大会の開催（S51～）
- 日本語教育実態調査（S42～）、テーマ別調査研究（H27～）等

<地域日本語教育の体制づくり>

- 都道府県・政令指定都市による日本語教育の司令塔機能（総合調整会議、総括・地域日本語教育コーディネーター）設置、日本語教室・研修等の実施を通じた総合的な体制づくりを推進（令和7年度は58団体を採択）（R1～）
- 日本語教室空白地域解消の推進アドバイザー派遣（H28～）
- ICT活用日本語学習教材の開発・運営（19言語）（R1～）
- 「特定のニーズ」に対応した日本語教育の提案（R3～）

<日本語教育人材の養成・研修>

- 大学等の日本語教師養成課程の開設・改善支援（R1～）
- 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修（R5～）
- 初任・中堅・コーディネーター等の段階別及び分野別（生活・就労・留学・児童生徒等）の日本語教師育成のための研修プログラムの開発・普及（H30～）

<難民・避難民等への日本語教育>

- 条約難民・第三国定住難民への日本語教育
- 補完的保護対象者への日本語教育（R6～）
- ウクライナ避難民への日本語教育（R4～5）

さらに、日本語教育の水準の維持向上を図るための新たな制度を創設

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（R6.4 施行）

日本語教師の資格及び日本語教育機関の認定制度の創設 等

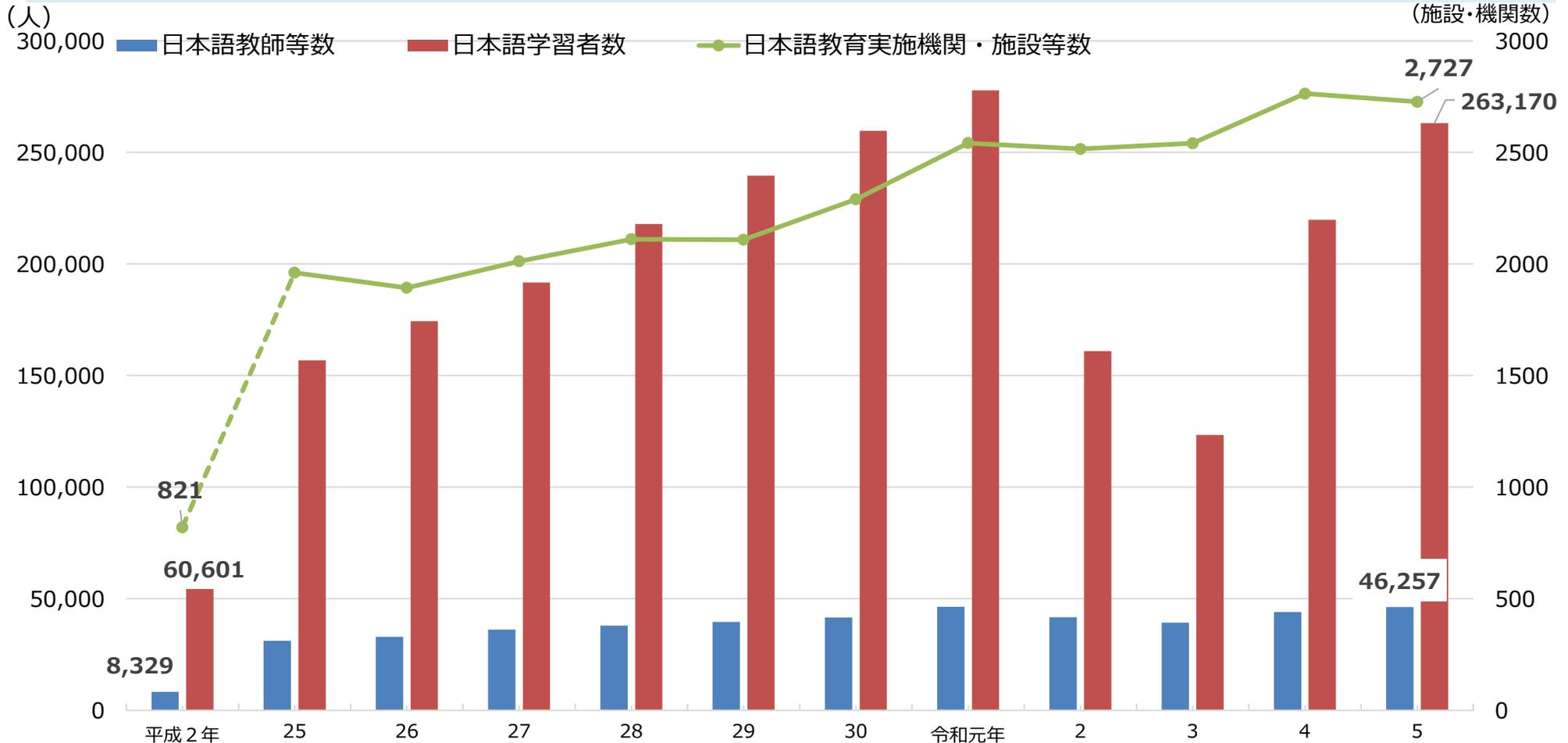
- ①日本語教育機関の認定制度の創設
・文部科学大臣の認定、認定機関の情報の多言語配信、段階的な是正措置 等
- ②認定日本語教育機関の教員の資格（登録日本語教員）の創設
・日本語教員試験の実施、実践研修、養成課程修了者の試験免除、養成研修機関の登録制度 等
- ③外務、法務、厚労、経産、総務省等との連携による制度活用促進

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師等数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師等数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和5年：26万人)
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和5年：2,727機関)
- ▶日本語教師等数 (平成2年：8,329人 → 令和5年：46,257人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※ 出典：文部科学省*「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在) *令和4年度までは文化庁が公表

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師等数を集計したものではない。

外国人等に対する日本語教育の推進



文部科学省

令和7年度予算額 1,598百万円
 (前年度予算額 1,583百万円)
 令和6年度補正予算額 456百万円

現状・課題

我が国の在留外国人は令和5年末で約341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者も令和5年で約26万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)
550百万円 (495百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
 令和7年度には53自治体(全体の8割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化
147百万円 (148百万円)

日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
 ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業
18百万円 (24百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等)

2 日本語教育の質の向上等

①認定日本語教育機関活用促進事業(新規)
352百万円 (令和6年度補正予算額)

認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
 ・企業等との連携によるカリキュラム開発
 ・教育手法の高度化
 ・教育効果の検証手法の確立
 ・外部資金調達スキーム構築 等

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業
229百万円 (241百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
 ・現職日本語教師研修プログラム普及
 ・日本語教師養成・研修推進拠点整備
 ・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

③省庁連携日本語教育基盤整備事業等(拡充)
9百万円 (6百万円)

日本語教育を推進するため、以下を実施。
 ・日本語教育推進関係者会議の開催
 ・日本語教育大会の開催
 ・日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)の運用

④日本語教育に関する調査及び調査研究
17百万円 (17百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

条約難民等に対する日本語教育
236百万円 (240百万円)

○ 条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

⑤資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上
354百万円 (376百万円)
104百万円 (令和6年度補正予算額)

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。

- 日本語教員試験の実施
- 日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用(令和6年度補正予算において、改修等に必要経費を計上)
- 現職日本語教師への講習実施(経過措置)

⑥日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)
38百万円 (25百万円)

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与(担当：総合教育政策局日本語教育課)

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

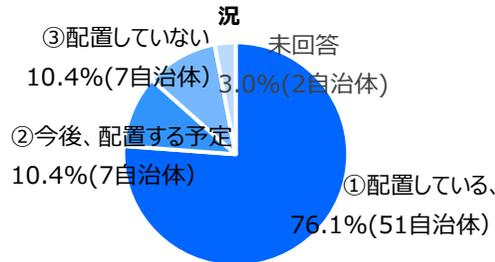
令和7年度予算額 550百万円
(前年度予算額 495百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。
 - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足**や、**学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
 - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。
- ※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

- 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 5 1 3百万円（前年度 4 5 5百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：53件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部分）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：
・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上【普通交付税措置】

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村分（間接補助）：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

- 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3 1 百万円（前年度 3 3 百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

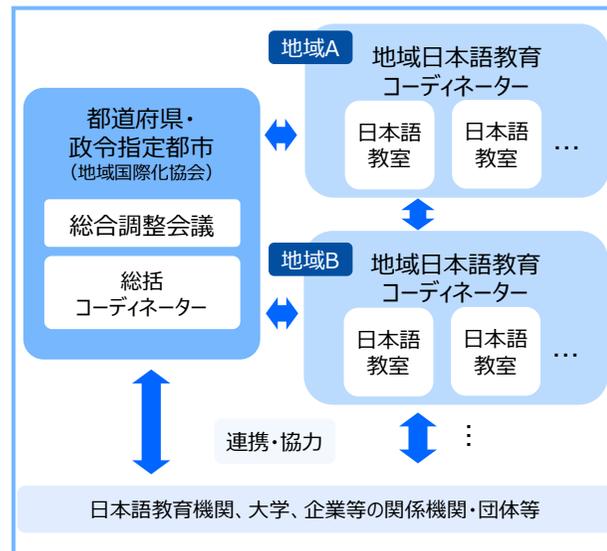
中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上
(担当：総合教育政策局日本語教育課)

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図



【参考】「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す
都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す・経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

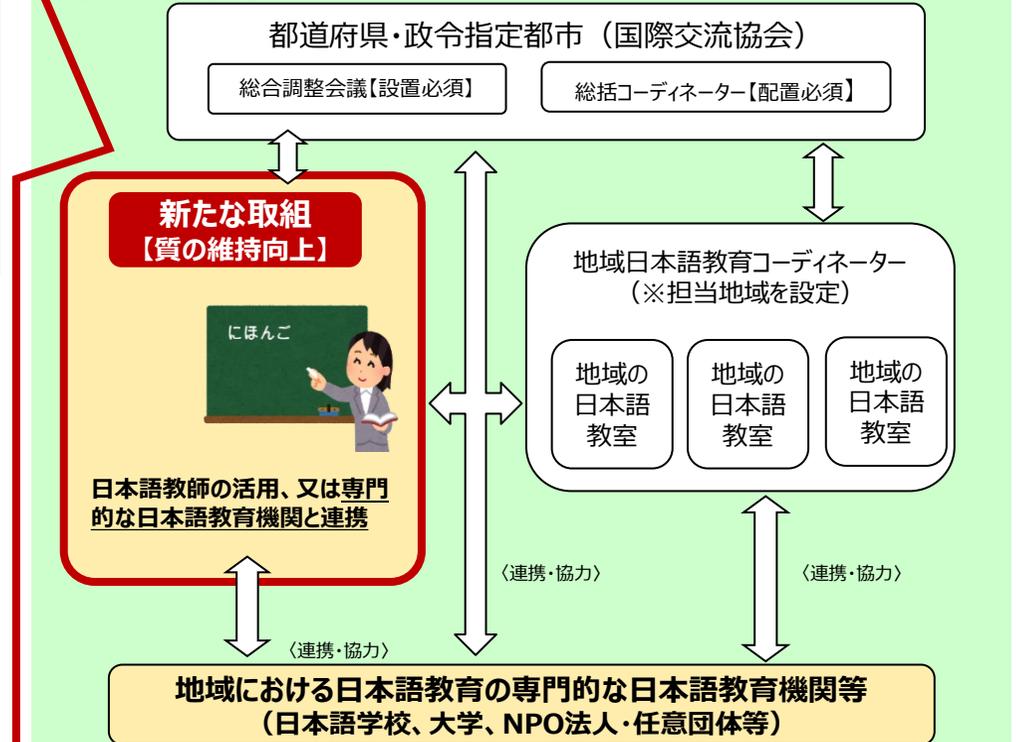
総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

◎ 0～B1レベルまで	350～520時間程度 (470～780単位時間程度(1単位時間45分))
<参考> 0～B2レベルまで	700～1070時間程度 (933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

具体的な内容イメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関等との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、
- ③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施
- ⑤成果報告 等



令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

都道府県
42団体

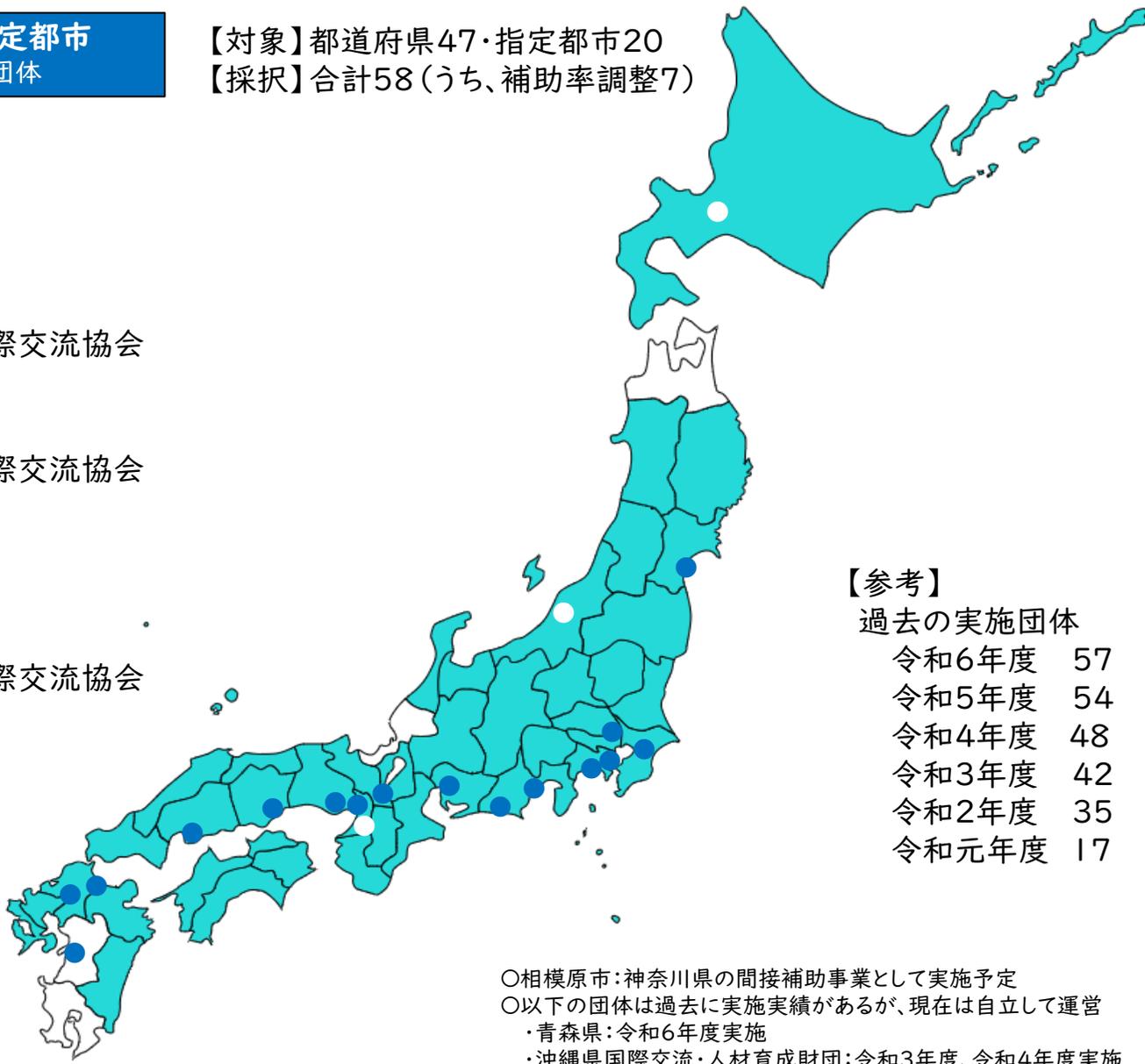
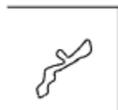
政令指定都市
16団体

【対象】都道府県47・指定都市20
【採択】合計58（うち、補助率調整7）

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・秋田県【新】
- ・山形県
- ・福島県【新】
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県*
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県*
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県*
- ・島根県*
- ・岡山県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・高知県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市
- ・さいたま市
- ・千葉市*
- ・横浜市
- ・川崎市
- ・静岡市国際交流協会
- ・浜松市*
- ・名古屋市
- ・京都市国際交流協会
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州国際交流協会
- ・福岡市
- ・熊本市*

*「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行を計画に含む団体（補助率を3分の2に調整）



【参考】
過去の実施団体

令和6年度	57
令和5年度	54
令和4年度	48
令和3年度	42
令和2年度	35
令和元年度	17

○相模原市：神奈川県の間接補助事業として実施予定
○以下の団体は過去に実施実績があるが、現在は自立して運営
・青森県：令和6年度実施
・沖縄県国際交流・人材育成財団：令和3年度、令和4年度実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

147百万円
148百万円)



文部科学省

現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は737である（令和5年11月現在）。その地域に在住する外国人数は141,309人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

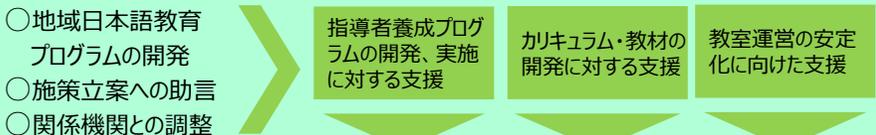


事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

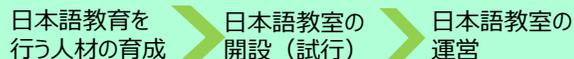
- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：19件

▼ アドバイザー派遣の支援



専門家チームによる
3年サポート

地方公共団体による取組



▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」
(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 19言語（令和6年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、シンハラ語（予定）、日本語

- 令和7年度は、引き続き、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

中期アウトカム（成果目標）

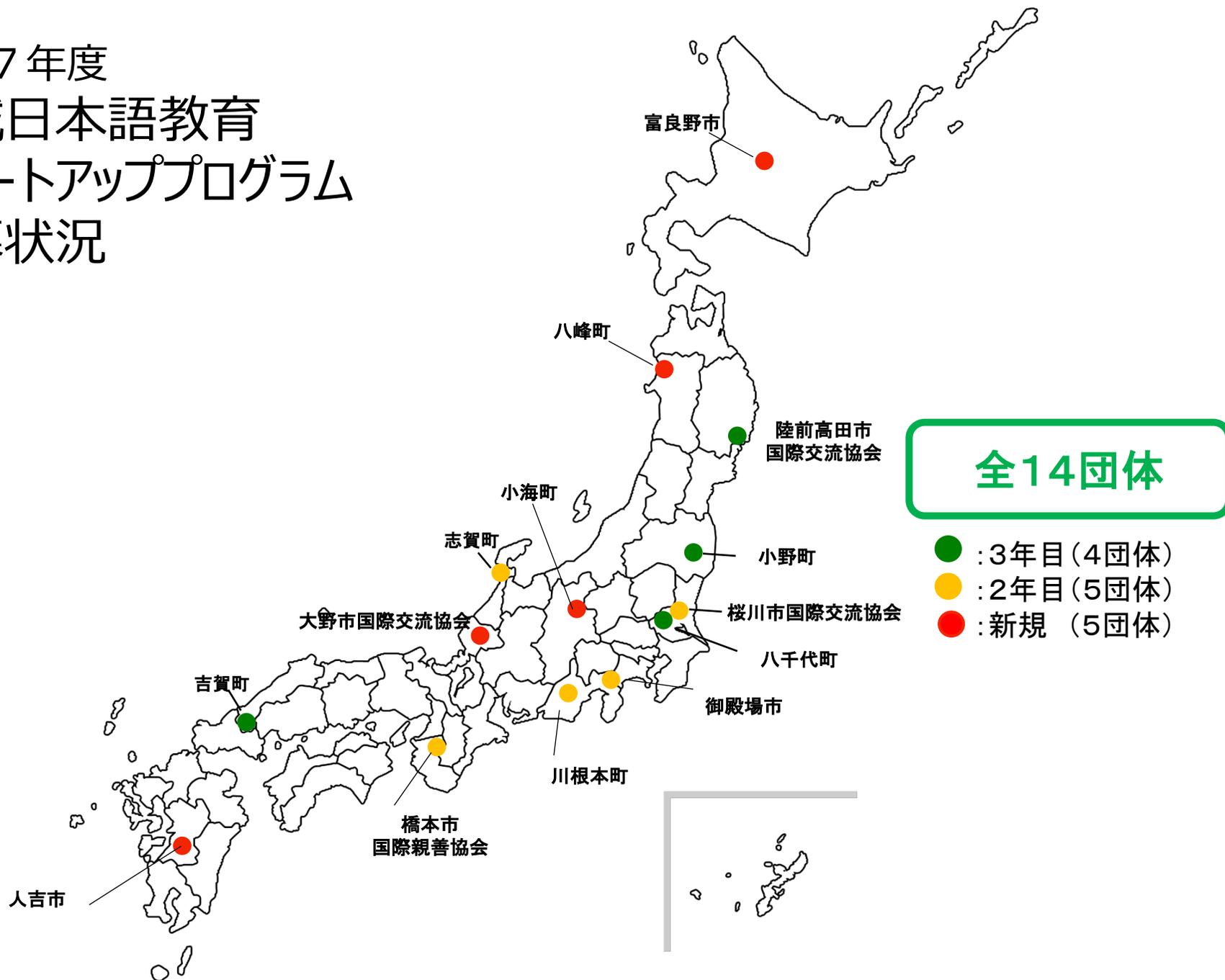
- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

令和7年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 応募状況





文部科学省

TSUNAHIRO

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがる にほんごでのくらし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)

内容

- ・調査研究に基づく内容の検討追加 (R5：子育て・教育、R6：働く)
- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動

対応言語 全19言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語、シンハラ語【R6 公開】

使い方ガイドブック等の作成 活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績 (令和6年度) 340万アクセス



お知らせ：令和6年7月より、当サイトのドメインが～.bunka.go.jpから、～.mext.go.jpに変更しました。

このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を効果し実用し使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

- 自分に合ったレベルを探そう
- このサイトについて
- サイトの使い方

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



2-1. ○○はどこですか。

店でほしい商品の場所を聞くことができる
場所についての情報が理解できる

日本語・ローマ字・外国語
から選択可能



日本語

Roma-ji

Українська

00:05	アンジェ ラ	すみません。牛乳はどこですか。
	A	Sumimasen. Gyuunyuu wa doko desu ka.
	Анджел а	Перепрошую. Де молоко?

- 令和4年6月
ウクライナ語・ロシア語に対応
- 令和4年12月
中国語(繁体字)に対応
- 令和5年12月
フランス語に対応
- 令和6年12月
シンハラ語に対応

スクリプト

このフレーズを覚えよう

にほんご

アンジェラ： すみません。牛乳はどこですか。

店員： 牛乳ですね。こちらです。

A： Sumimasen. Gyuunyuu wa doko desu ka.

B： Gyuunyuu desu ne. Kochira desu.

生活に必要な日本語を『見て・聞いて』学べる動画コンテンツ

<p>便利なフレーズ</p>	<p>シーン1 ちょっと声をかけたいとき</p> <p>シーン2 買い物をするとき</p> <p>シーン3 注文するとき</p>	<p>シーン4 近所の人に会ったとき</p> <p>シーン5 人の家を訪問するとき</p> <p>シーン6 質問したいとき</p>
<p>レベル1</p>	<p>シーン1 あいさつをしよう</p> <p>シーン2 身近なものを買ってみよう</p> <p>シーン3 売り場や値段をきいてみよう</p> <p>シーン4 ほしいものを選んで買ってみよう</p> <p>シーン5 お店のの人に希望を伝えてみよう</p> <p>シーン6 レストランへ行ってみよう</p>	<p>シーン7 宅配便を利用しよう</p> <p>シーン8 電車に乗ってみよう</p> <p>シーン9 道をきいてみよう</p> <p>シーン10 銀行を利用しよう</p> <p>シーン11 住民としてのマナーを理解しよう</p>
<p>レベル2</p>	<p>シーン1 場面に応じたあいさつをしよう</p> <p>シーン2 お店のサービスを利用してみよう</p> <p>シーン3 お店を選んでみよう</p> <p>シーン4 いろいろなお店を利用しよう</p> <p>シーン5 上手に買い物をしよう</p> <p>シーン6 自治会に入ってみよう</p> <p>シーン7 イベントに行ってみよう</p>	<p>シーン8 病院に行こう</p> <p>シーン9 緊急のときは、助けをもとめよう</p> <p>シーン10 役所に行こう</p> <p>シーン11 図書館に行ってみよう</p> <p>シーン12 ハガキを送ってみよう</p> <p>シーン13 インターネットや電話を利用しよう</p>
<p>レベル3</p>	<p>シーン1 職場であいさつをしよう</p> <p>シーン2 行きたい場所に自分の力で行ってみよう</p> <p>シーン3 安全に注意して移動しよう</p> <p>シーン4 薬局を利用しよう</p> <p>シーン5 防災について考えよう</p> <p>シーン6 病気を予防しよう</p> <p>シーン7 住民として地域の活動に参加しよう</p> <p>シーン8 引っ越し先を探そう</p> <p>シーン9 引っ越しの準備をしよう</p> <p>シーン10 出産の準備をしよう</p>	<p>シーン11 出産について相談してみよう</p> <p>シーン12 育児に関するサービスを利用しよう</p> <p>シーン13 子どもを病院に連れていこう</p> <p>シーン14 保育施設を利用しよう</p> <p>シーン15 子育てについて相談しよう</p> <p>シーン16 入学に向けて準備しよう</p> <p>シーン17 学校生活について理解しよう</p> <p>シーン18 学校生活でのトラブルに対処しよう</p> <p>シーン19 進路について相談しよう</p>

レベル1

シーン2 身近なものを買ってみよう

スーパーマーケットで買い物をするとき使う日本語を学びましょう。商品の売り場を聞くときや成分について聞くとき、支払いをするときの表現を学ぶことができます。



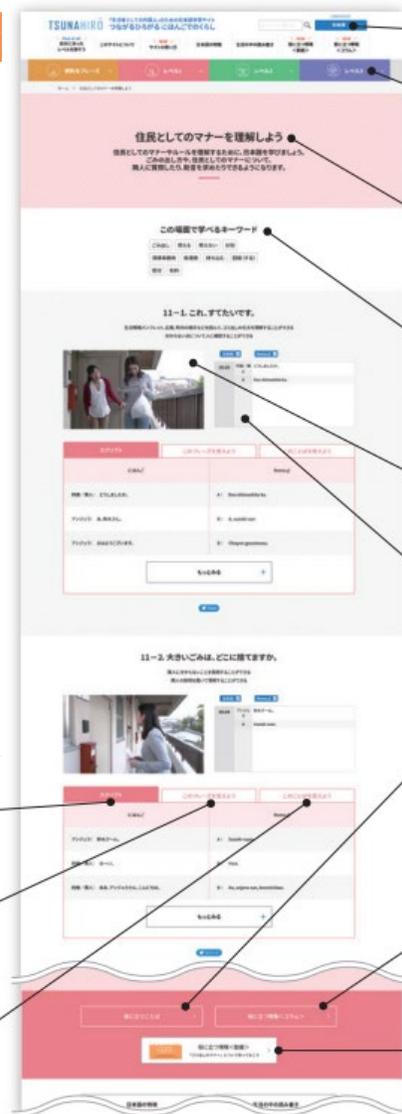
2-1. 〇〇はどこですか。



2-2. これ、おさがりはいくらですか。



2-3. 〇〇円になります。



言語選択

レベル選択

自分に合ったレベルで学べるようレベル分けされています。

テーマ・目標

それぞれのシーンにおけるテーマ・目標を提示します。

キーワード

このページで学ぶことができるキーワードを提示します。

動画

テーマに応じた動画を掲載しています。

字幕

動画に合わせてセリフが表示されます。日本語、ローマ字、外国語から字幕を選ぶことができます。

役に立つことば

それぞれのシーンで取り上げられたことばに関連する、役に立つことばを一覧で見ることができます。

役に立つ情報<コラム>

日本に在住する外国人の方にテーマに関連する経験について尋ねたインタビュー記事を掲載しています。

役に立つ情報<動画>

学習テーマに関連して知ると役に立つ情報の動画を視聴することができます。



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

18百万円
24百万円)



文部科学省

現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、「特定の課題に対する学習ニーズ」(以下「特定のニーズ」という。)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和5年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和5年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム 件数：6件

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

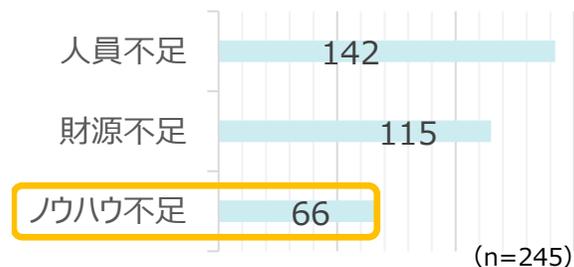
● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

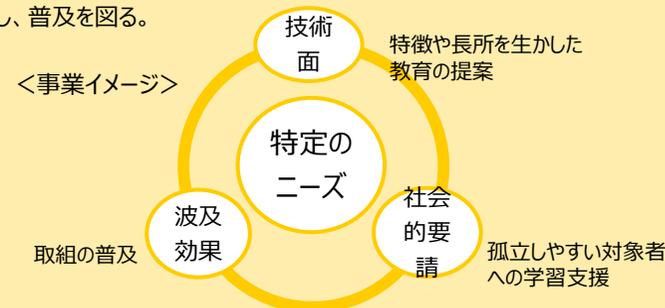
地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット (活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム (成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム (成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム (成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

229百万円
241百万円)



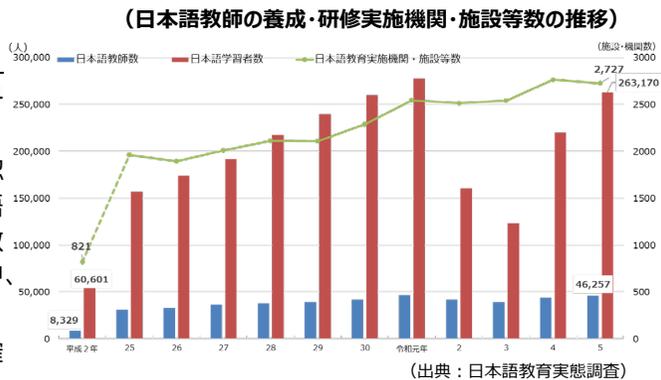
現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が配置されることとなっている。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、そのための養成・研修には大学等の専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。併せて、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、「潜在的な」日本語教師の現場復帰を促進し、教員不足の解消を図る必要がある。

※留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。

事業内容



(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 153百万円 (161百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：日本語教師に対し審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。
 - 期間：令和2年度～
 - 委託先：日本語教師養成専門機関
 - 件数・単価：11箇所×約8～24百万円
- 【初任日本語教師研修】
- ①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、
 - ④就労者、⑤難民等、⑥海外赴任
- 【中堅以上コーディネーター研修】
- ⑦中堅日本語教師 (3～5年目)
 - ⑧主任教員
 - ⑨地域日本語教育コーディネーター



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円 (60百万円)

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
 - 内容：日本語教師の養成を行う大学等を拠点としたネットワークの構築、日本語教師養成・研修の担い手の育成プログラム開発及び研修の実施。
 - 期間：令和5年度～令和9年度
 - 委託先：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：6箇所×約10百万円
- ①北海道・東北、②関東・甲信越
 - ③中部、④近畿、⑤中国・四国
 - ⑥九州・沖縄



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 17百万円 (20百万円)

- 目的：日本語教育機関認定法の施行に伴う登録日本語教員不足の解消。
- 内容：登録日本語教員の資格を有していない現職日本語教師、日本語教育に関する知識や技能を有しながら現在日本語教育に携わっていない「潜在的な」日本語教師等に向けたオンデマンド研修プログラムの開発及び研修の実施。
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- 件数・単価：2箇所×約8百万円



アウトプット (活動目標)

- ・全国6箇所の推進拠点 (ネットワーク)
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム (成果目標)

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム (成果目標)

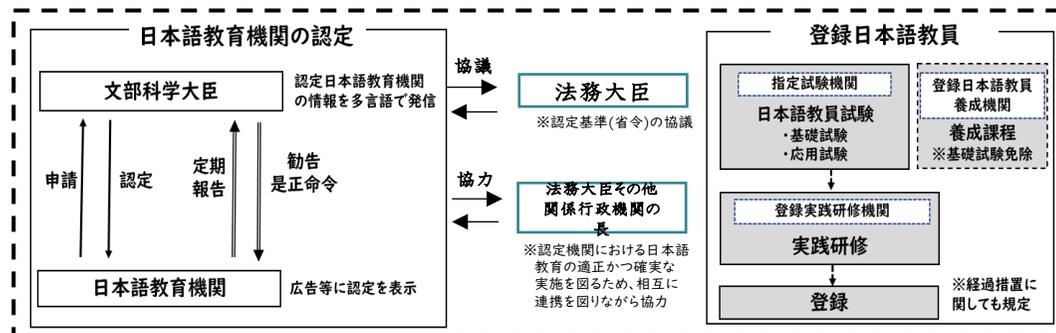
- ・養成・研修の拠点 (自走化)
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

現状・課題

日本語教育の質の維持向上を図るため、「日本語教育機関認定法」(令和6年4月施行)に基づく、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、日本語教員の実践研修機関・養成機関の登録等に係る事務を円滑かつ確実に実施する必要がある。



日本語教育機関認定法の概要(スキーム)

事業内容

以下を円滑かつ確実に実施するために必要な経費を計上。

- ①日本語教育機関の認定に係る事務
- ②日本語教員の登録に係る事務
- ③日本語教員の実践研修機関・養成機関の登録に係る事務
- ④経過措置に必要な法務省告示校に係る事務

【主な経費】

- 現地調査に係る経費(①③)
- コールセンター(※)に係る経費(②)
(※制度内容の説明、定型的な必要書類の確認、一般相談等)
- 登録証交付に係る経費(②)
- 審査に係る諸謝金(④)
- 賃金(非常勤職員、非常勤専門員)

①日本語教育機関の認定に係る事務

- ・一般相談(質問)対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認(実地確認、入管庁審査)
- ・審議会(ヒアリング含む)
- ・認定(内示)、多言語公表等

②日本語教員の登録に係る事務

- ・一般相談(質問)対応
- ・登録申請(要件確認)
- ・登録証交付、登録簿登録
- ・(登録変更、取消)等

③日本語教員の実践研修機関・養成機関の登録に係る事務

- ・一般相談(質問)対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認(実地確認)
- ・審議会(ヒアリング含む)
- ・登録(内示)、事務規程認可
- ・登録簿・官報等

④経過措置に必要な法務省告示校に係る事務

- ・校長・教員の変更
- ・教育課程の変更
- ・設置者の変更に関する審査業務等

アウトプット(活動目標)

- ・法律の施行の確実な運用
- ・諸手続の円滑な実施

短期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム(成果目標)

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和7年度予算額	354百万円
(前年度予算額)	376百万円)
令和6年度補正予算額	104百万円



文部科学省

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和6年4月に施行された。

これを受け、同法で規定する認定日本語教育機関についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施等、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務（令和5年度～） 193百万円（220百万円）

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験のよりよい実施のため、業界団体からの要望等への実現性を検討するなど試験の改善点を検討する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用・保守業務（令和5年度～） 71百万円（66百万円）

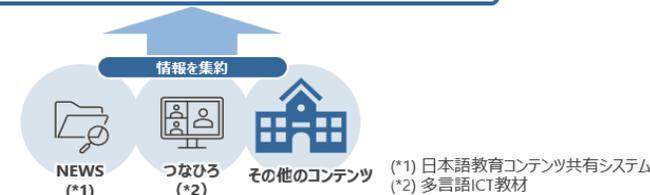
日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法で定める認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを運用する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

令和6年度補正予算において、改修等に必要経費として104百万円を計上

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務（令和6～10年度） 63百万円（63百万円）

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置対象者が日本語教員試験の免除を受けるための講習を実施する。経過措置期間は日本語教育機関認定法の施行後5年間で、対象者は現職日本語教員や大学教員等、1万人程度を想定。講習は、新たに習得が必要と考えられる知識に関するもので、LMSを活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。

ポータルサイトのイメージ



アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

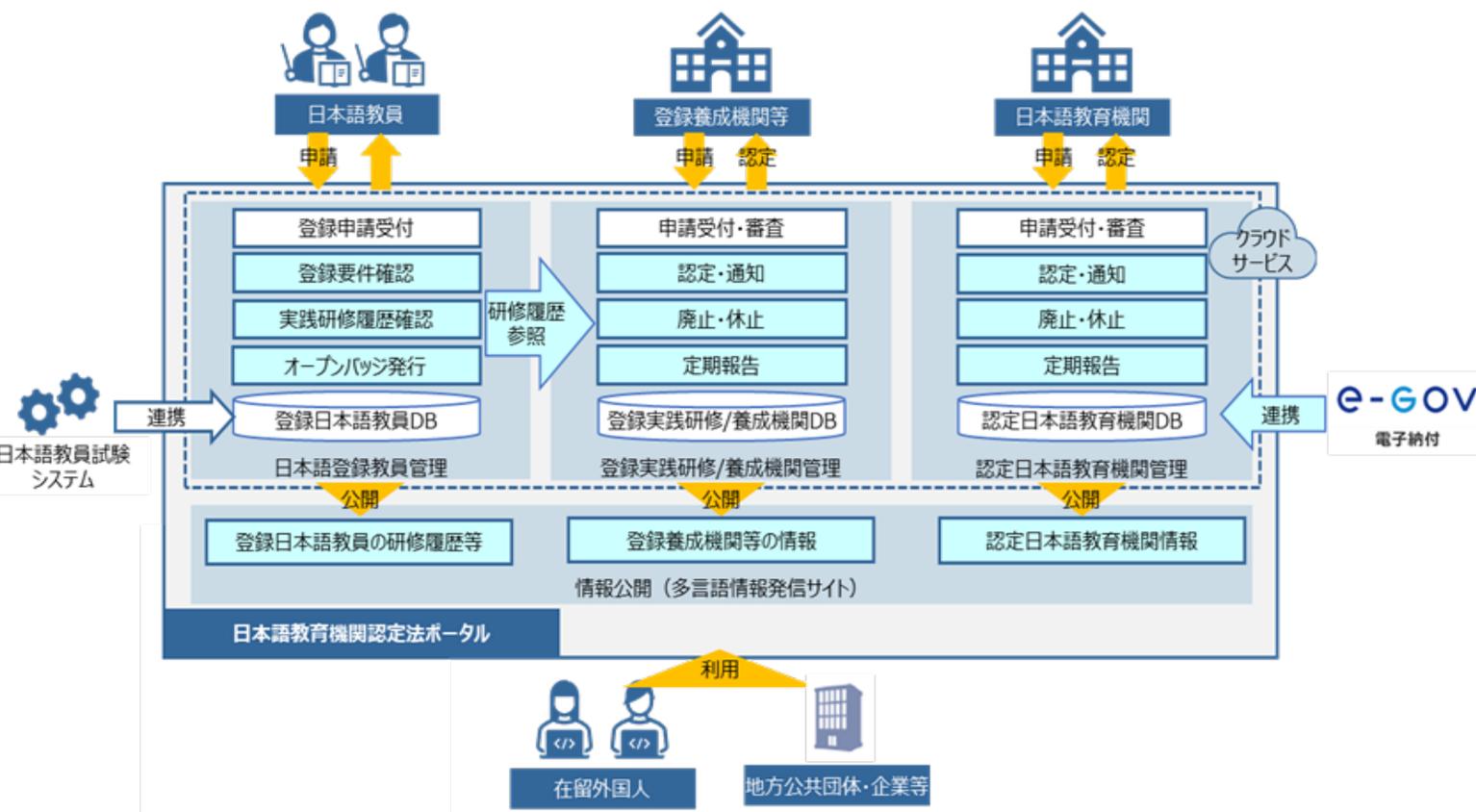
- ・外国人との共生社会の実現への寄与

日本語教育機関認定法ポータルについて

日本語教育機関認定法に定められている文部科学大臣による認定日本語教育機関の多言語での情報発信や、認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の認定・登録の新規申請や変更申請等の機能を有するポータルサイト。登録日本語教員の資格登録に係る申請手続機能とともに、国家資格取得後に様々な場面で資格を持った日本語教員が活躍できるよう、希望に応じて研修履歴等を蓄積し、情報発信を行う。

日本語教育機関認定法ポータルのイメージ

日本語教育機関認定法ポータル (R6.4.1公開)

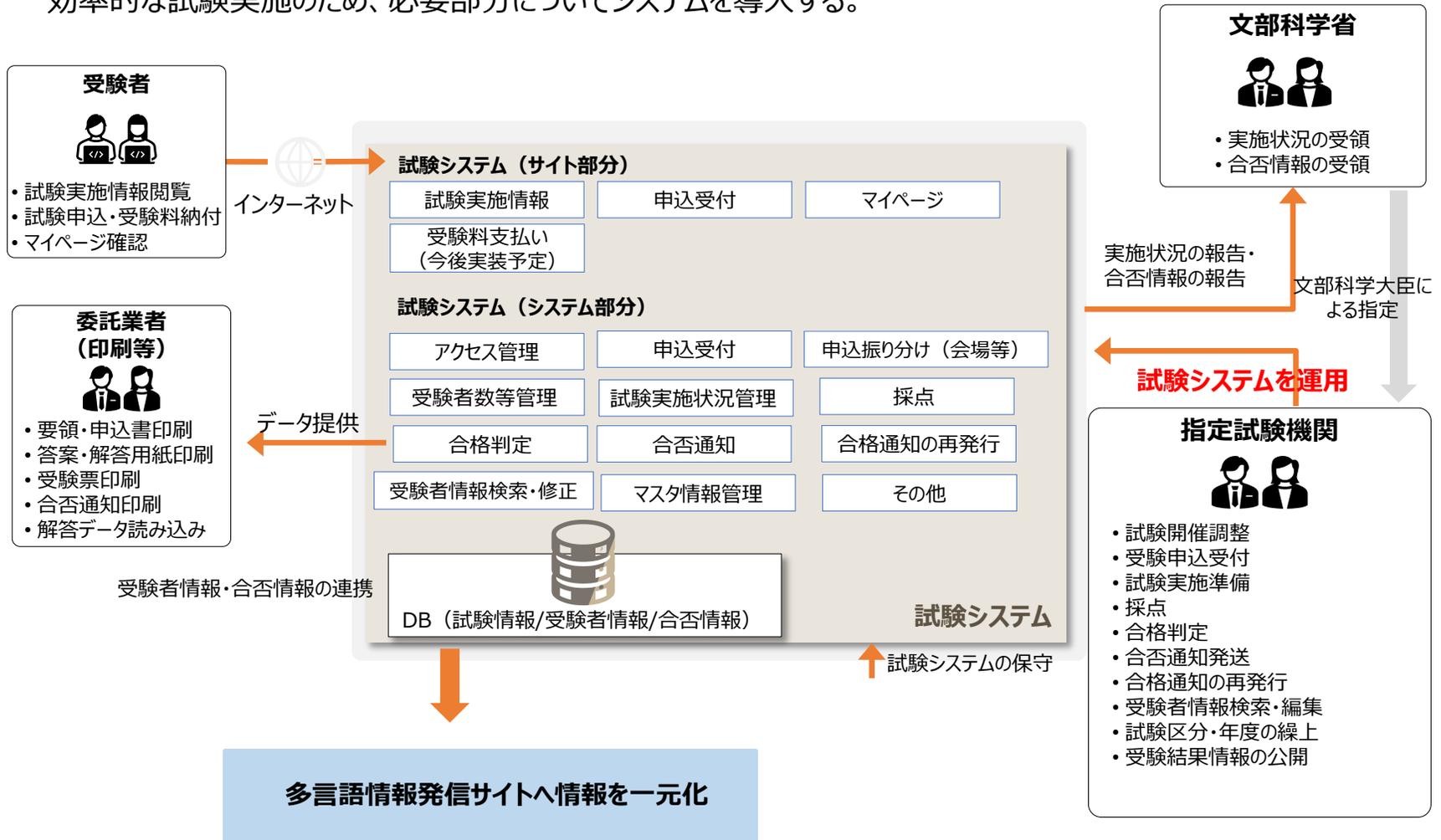


【申請機能利用者数 (想定)】

日本語教育機関等：約900機関程度 / 日本語教師数：約4万人程度 / 大学等養成機関：約300機関程度

日本語教師の資格試験システム イメージ

試験実施業務のうち、日本語教員試験の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



(参考) 「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)^{*}を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと
(やりとり)

話すこと
(発表)

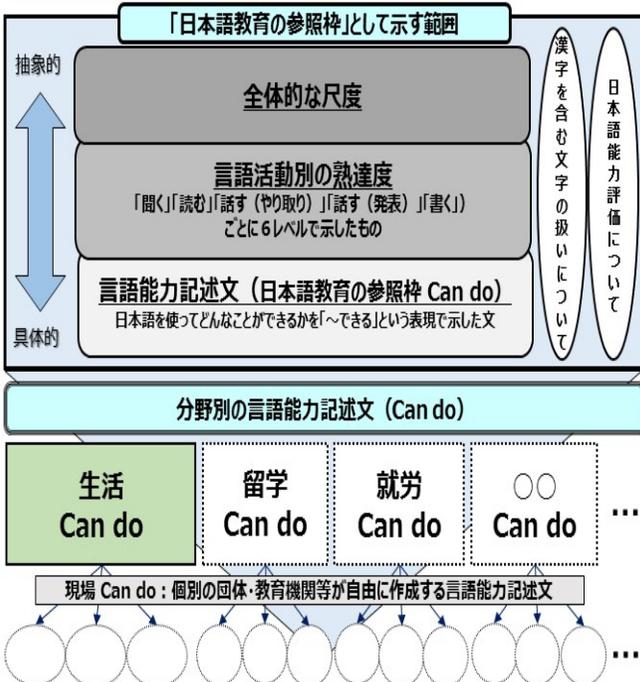
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与する。

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

C2: 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

C1: いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

B2: 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

B1: 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

A2: ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

A1: 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力自己評価ツール 「にほんごチェック！」について

令和4年9月30日公開



概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(1) トップ画面

日本語能力自己評価ツール

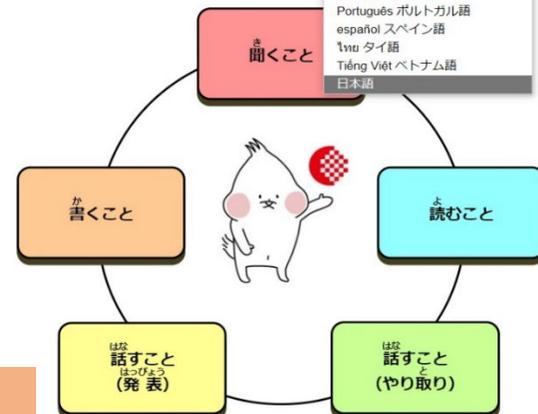
にほんごチェック！

いま、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック！する前に

LANGUAGE

- 日本語
- 簡体字 中国語 (簡体字)
- English 英語
- Filipino フィリピン語
- Indonesia インドネシア語
- ខ្មែរ ក្រមួល 語
- 한국어 韓国語
- Монгол Монゴル語
- မြန်မာစာ 米 語
- नेपाली नेपाल語
- Portugués ポルトガル語
- español スペイン語
- ไทย タイ語
- Tiếng Việt ベトナム語
- 日本語



(2) 自己評価画面 (例)

はな と 話すこと (やり取り)

にほんご 日本語でできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
時々繰り返しや言い換えを求められることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はたいして理解できる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
興味のある話題の日常的なことなら短い会話に参加できる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 判定結果画面 (例)

はな と 話すこと (やり取り)

あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。

たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつよう みぢか わだい かつどう
り取りが必 要ならば、身 近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つうじょう かいわ つづ りがいりよく
通 常は会話を続 けてい だけの理 解力はないの
みぢか しゃごうてき と
だが、短 い社 交的なやり取りをす ることはでき
る。



現状・課題

条約難民 (※1) については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「平成18年以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」（平成15年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。（R7：70人）

第三国定住難民 (※2) については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等）（R7：60人）

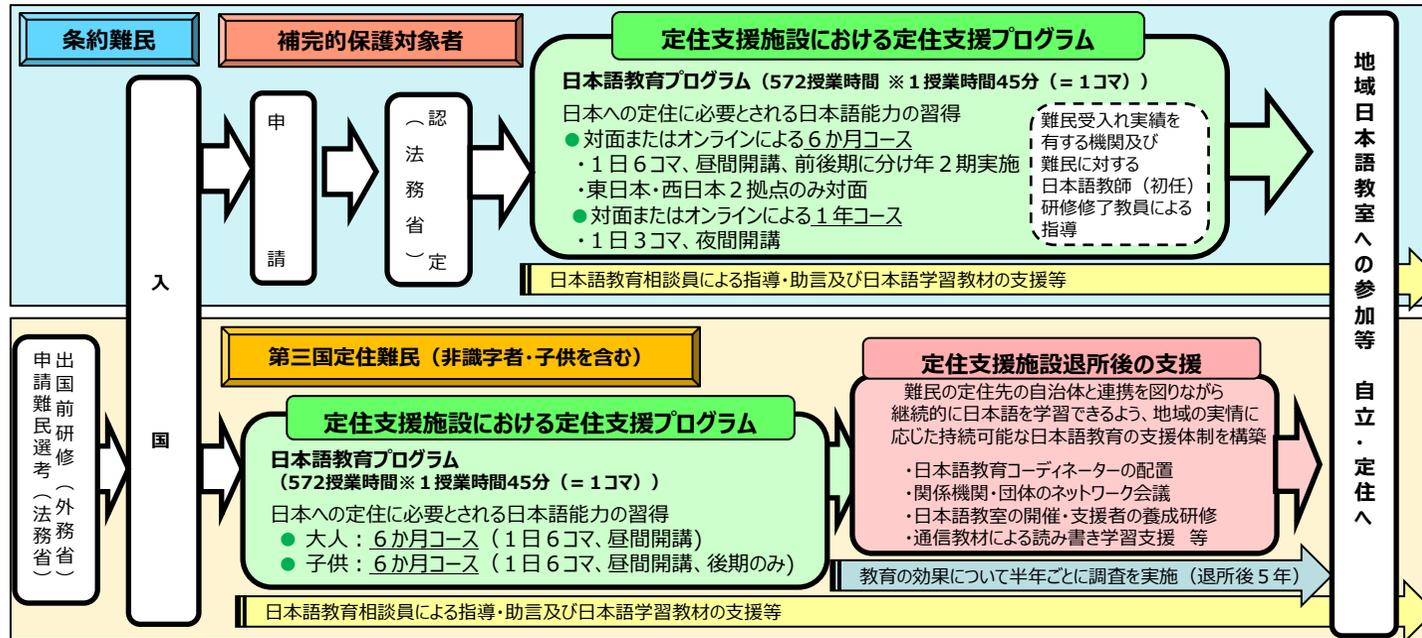
補完的保護対象者 (※3) については、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること以外の要件を満たすもの（紛争避難民等）を保護するために創設。条約難民と同等の支援を行う。（R7：170人）

※1 **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

※2 **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。アジア地域に一時滞りし、国連難民高等弁務官事務所から推薦があった者より受入れ。

※3 **補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

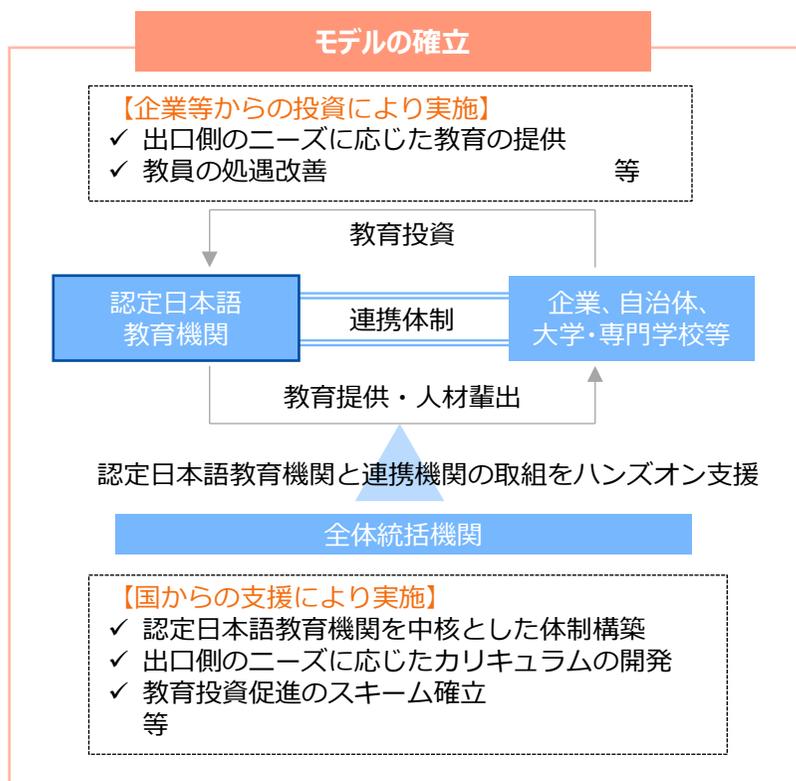
背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。(H25: 207万人→R5: 341万人※) 育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



【事業スキーム】

- ✓ 委託先：民間事業者（全体統括機関）
（全体統括機関から認定日本語教育機関を中核とする連携体制に一部再委託）
- ✓ 規模：1機関1,000万円程度（再委託先）
- ✓ 件数：22件程度（再委託先日本語教育機関数）
- ✓ 企業等の連携先から認定日本語教育機関への教育投資（教育提供の対価等）、及びそれを原資とした日本語教員の給与水準の改善が採択要件

モデルの普及

産業界等の投資と教育質向上の好循環創出



地域経済の活性化・共生社会の実現

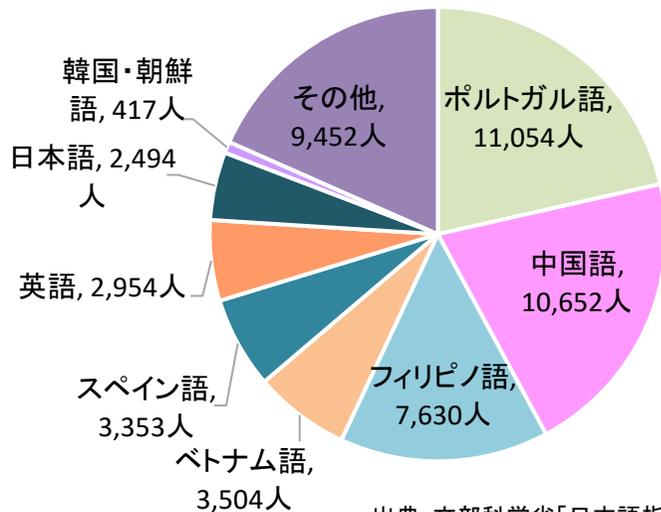
<経済財政運営と改革の基本方針2024>
(令和6年6月21日閣議決定)
(外国人材の受入れ)
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(中略)認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.9倍増(令和5年度に6.9万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和5年度調査では、**約8千6百人**であり、**いまだ多くの外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは引き続き大きな課題**。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

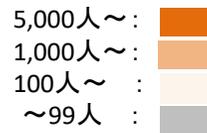
公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な
外国籍児童生徒数(総数: 51,510人)



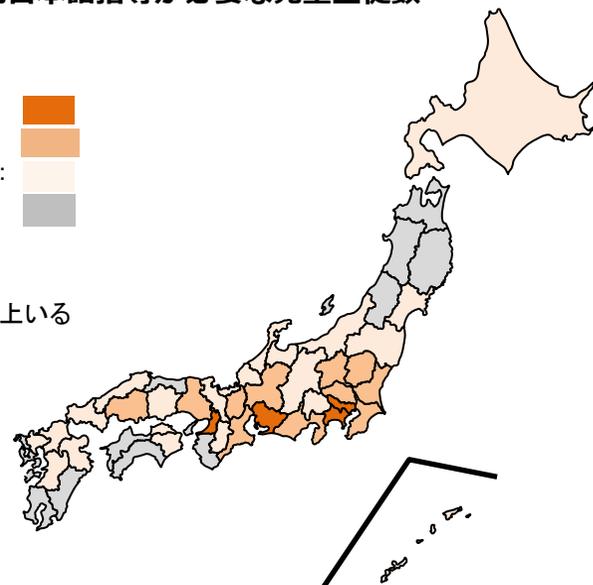
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和5年度)」

集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



※対象児童生徒が100人以上いる
学校は全国に13校存在



外国人児童生徒等への教育の充実

令和7年度予算額 1,268百万円
 (前年度予算額 1,150百万円)
 令和6年度補正予算額 20百万円



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- 約8千6百人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- 年間で8.5%が中退
- 大学等進学率は46.6%

進学・就職へ

体制整備

① 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～)

95百万円 (95百万円)

<支援メニュー> 補助率3分の1
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
 ・日本語指導、学習指導 等
 ⇒ (本事業により達成される成果)
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

② 指導体制の確保・充実

③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,154百万円 (1,009百万円) (拡充)

<支援メニュー> 補助率3分の1

- 拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
- 高校生に対する包括的な支援 等

⇒ (本事業により達成される成果)

学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 18百万円 (11百万円) (拡充)

・「かすたねつ」とによる多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等
 ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円 (0.7百万円)

指導内容構築

日本語指導の体制整備



就学促進

外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究 (新規) 20百万円 (令和6年度補正予算)

- 高等学校等における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態を調査し、支援方策等の具体的な検討を行う。
- 研究協力校等において、教育委員会や関係団体等と連携し、外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育や、早い時期からの進路ガイダンスやロールモデルの提示、生活相談・進路相談等の包括的な支援を実施する事例を創出する。
 ⇒ (本事業により達成される成果)
 キャリア教育や支援の体制を構築することにより、全国の高等学校や自治体において、外国人生徒等のキャリア支援を実施することができる

(担当：総合教育政策局国際教育課)

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

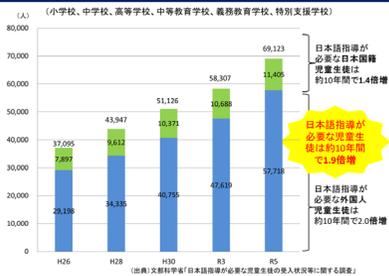
1,249百万円
1,104百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人（約10年間で1.9倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千6百人

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠

事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

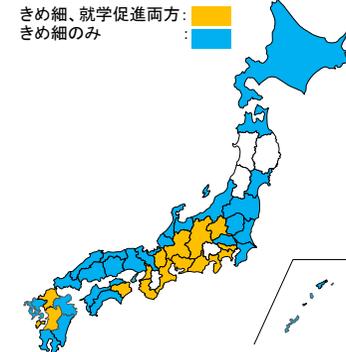
予算額 : 1,154百万円 (1,009百万円)
 補助対象 : 都道府県・市区町村
 ※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
 補助率 : 1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

（参考）令和6年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
3 3 都道府県	3 都道府県
1 9 指定都市	6 指定都市
2 6 中核市	4 中核市
1 1 9 市区町村	2 3 市区町村



<関連する政府方針(抄)>

・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(略)外国人児童生徒の教育の体制整備(略)に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2024」(R6.6.21閣議決定)
 ・外国人との共生社会の実現のため、認定日本語教育機関の活用を含めた国内外における日本語教育の実施の強化や、高度外国人材の受入れ環境を一層充実させるため、廃校の活用等を含め、外国人の子供を受け入れる学校やインターナショナルスクール等での教育環境の整備に取り組む「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(R6.6.21閣議決定)
 ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R6.6.21関係閣僚会議決定)

II. 外国人の子供の就学促進事業（事業期間：H27～）

要求・要望額 : 95百万円 (95百万円)
 補助対象 : 都道府県・市区町村
 補助率 : 1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

アウトプット（活動目標）

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加（I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
 ○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（II. 外国人の子供の就学促進事業）

短期アウトカム（成果目標）

初期（令和6年頃）
 ○日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
 ○全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム（成果目標）

中期（令和8年頃）
 ○きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
 ○全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム（成果目標）

長期（令和10年頃）
 ○全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
 ○公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
 ○全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
 ○全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

（担当：総合教育政策局国際教育課）

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1 指導体制の確保・充実

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「**特別の教育課程**」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）。
- 義務標準法に基づく**日本語指導に必要な教員の基礎定数化**（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）
- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、**日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援**等を推進
- 高等学校「**特別の教育課程**」の制度周知及び資料作成（令和5年度）

2 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- （独）教職員支援機構における「**指導者養成研修**」の実施
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「**モデルプログラム**」の開発（令和元年度）
- **外国人児童生徒等教育アドバイザー**の教育委員会等への派遣（令和元年度～）
- 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営
- **日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画**を制作し、文科省HPにおいて公開
- **日本語能力評価方法の研究**（令和4年度）及び**改善のための調査研究**の実施（令和5年度・令和6年度）
- **児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究**（令和5年度・6年度）
- 高等学校における**日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料**の開発（令和3年度・令和4年度）

3 就学状況の把握、就学の促進

- 「外国人の子供の就学促進事業」により、**就学状況・進学状況の調査**等を実施する自治体を支援
- 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）
- 日本語教育推進法の基本方針に基づき、**地方公共団体が講ずべき事項に関する指針**を発出（令和2年7月）し、学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進
- 外国人の子供・保護者に対し、**日本の学校生活について紹介する動画**を制作し、文科省HPにおいて公開
- **夜間中学**の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）

4 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、**進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート**に資する取組、**放課後や学校内外での居場所づくり**に資する取組等を推進
- 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における**外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定**や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）

5 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- **異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方**について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て**調査研究**を実施（令和2年度～令和4年度）
- 日本の幼稚園について7言語で説明している「**幼稚園の就園ガイド**」及び「**外国人幼児等の受入れにおける配慮について**」を作成し周知

外国人 児童生徒等教育を 進める枠組み

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和6年6月21日改訂）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）
- 中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

夜間中学の設置促進・充実

令和7年度予算額
(前年度予算額)

1億円
1億円



文部科学省

背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況) 令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校、令和6年度に11校が新設され、令和6年10月時点で、19都道府県・13指定都市に53校が設置されている。そのうち4校は、学びの多様化学校を併設。

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 95百万円

(72百万円)

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を推進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合	新設準備2年間：1/3 ※上限400万円 開設後3年間：1/3 ※上限250万円
------	---

補助対象経費	諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費
--------	---

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

(13百万円)

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先	・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
-----	--------------------------

委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費
--------	--

③ 夜間中学における日本語指導ガイドライン作成のための調査研究（委託事業） 8百万円（新規）

夜間中学に通う生徒のうち、外国籍の方が約3分の2を占めていることに加え、日本国籍ではあるものの外国にルーツがある方など、夜間中学で学ぶにあたり、そもそも日本語指導が必要な方が多くなっている。夜間中学の教員は、教員養成課程等も含め日本語指導の手法等を習得していない、または、昼間の中学校において指導経験もないことがほとんどであり、夜間中学で学ぶにあたり日本語指導が必要な生徒に対する指導等について、課題を抱えている自治体が多くなっていること等を踏まえ、新たに調査研究を実施。

委託先	・大学、民間企業等
-----	-----------

【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実
- ▶ (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

留学生就職促進プログラム

令和7年度予算額：1億円
(前年度予算額：1億円)



文部科学省

● 背景・課題

- ✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で58.0%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題としては、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。
 - ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
 - ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性
- ✓ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」2023年6月16日、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」2023年4月27日での設定目標
 - ➔ **（2033年までに）外国人留学生の国内就職率を6割（国内進学者を除く）**に引き上げる。

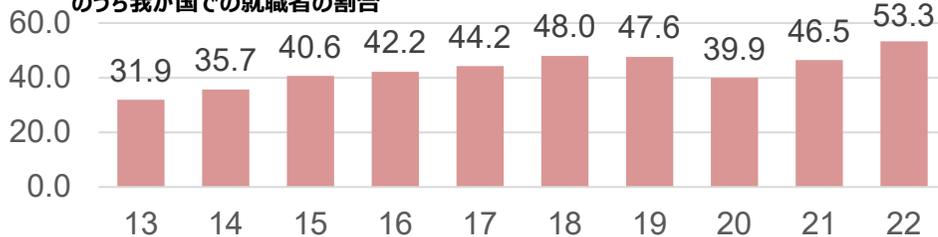
取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、**「キャリア教育（日本企業論等）」**、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- ー 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- ー インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- ー 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- ー 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

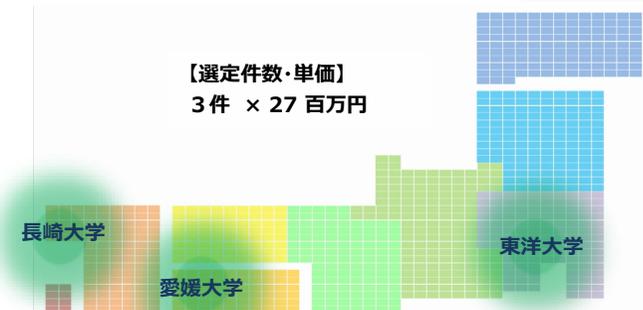


取組イメージ



【選定件数・単価】
3件 × 27 百万円

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」



留学生就職促進教育プログラム認定制度

事業概要：

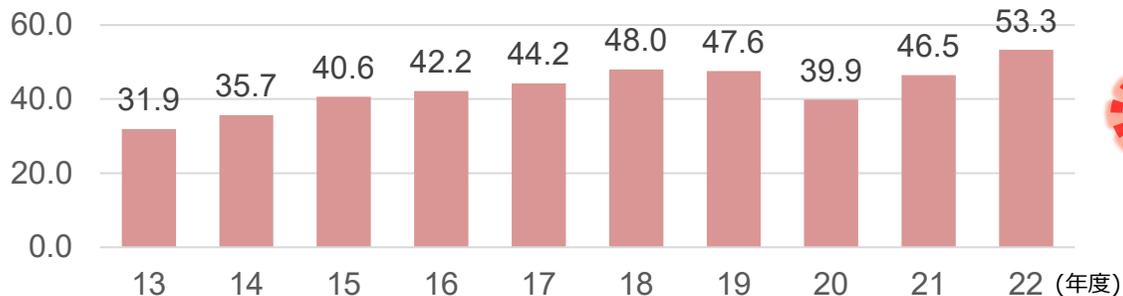
- 外国人留学生に対する「**日本語教育**」、「**キャリア教育**（日本企業論等）」、「**インターンシップ**」を一体として提供する**質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）**を文部科学省が認定。
- 関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、当プログラムの修了証明書を備えた**外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進**することを目指す。

※ 認定された大学は、**留学生受入れ促進プログラム・高度外国人材育成課程履修支援制度の優先配分**の対象となる。

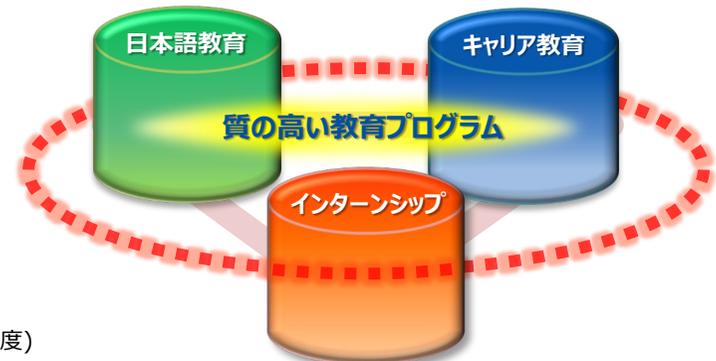
目標とする 成果

- 留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、**2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定**を目指す。（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日）2025年3月現在25拠点を認定
- 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%**を目指す。（同上「【別添】工程表」、同旨（「対日直接投資促進戦略」令和3年6月2日）
- （2033年までに）外国人留学生の国内就職率を6割（国内進学者を除く）**に引き上げる。
（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」令和5年6月16日）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」令和5年4月27日）

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合



（出典） 独立行政法人日本学生支援機構 「外国人留学生進路状況調査」



専修学校の国際化推進事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

298百万円
246百万円)



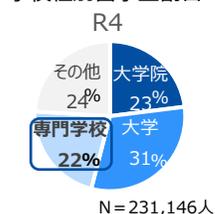
文部科学省

現状・課題

①新たに設定された外国人留学生の受入れ拡大目標

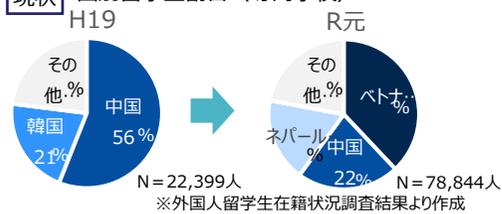


学校種別留学生割合



②戦略的な留学生交流

現状 国別留学生割合 (専門学校)



今後 「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」(R5.5) で示された分野戦略、地域戦略に基づく戦略的な受入れを促進。

③専修学校卒業生の在留資格切替の円滑化

○外国人留学生のキャリア形成促進のための認定制度の創設 (R5.6) 経済3団体 (経団連、日商東商、新経連) からの要望も踏まえた対応。

⇒制度の創設により労働者の拡大が見込まれる分野

商業実務 (旅行・観光) × ホテル旅館業 等 これまで様々な要因で滞在資格の円滑な切り替えが認められなかった分野

⇒人材不足が慢性化して海外人材が必要とされる分野

工業 × IT 工業 × 自動車整備 教育・社会福祉 × 介護 等

事業内容

外国人留学生の戦略的受入れ 円滑な就職及び定着

現地日本語教育機関との連携
外国人留学生に対する企業実習の推進 等



専修学校の国際化

モデルプランの作成、海外の提携校拡大



分野横断連絡調整会議



外国人留学生の受入れ等状況調査



(事業期間)



①外国人留学生の戦略的受入れ、円滑な就職及び定着に向けた体制整備 拡充

●専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築する。

(想定される事業内容) ※事業期間は、受入れ1年、在学2年、就職、定着1年の4年間を想定

・現地日本語教育機関との連携 (新規受入れ国等の開拓)

・外国人留学生に対する企業実習の推進 (実習先の開拓、日本語支援等) 等

●件数・単価: 9分野×約2.6百万円

※特定技能等、人材が不足する業種のうち、専門学校で対応できると見込まれる分野 (介護、宿泊業、自動車整備業、農業、外食業、IT業、小売業等)

②専修学校の国際化に向けた体制整備

●専修学校において、(1)海外校設置のためのモデルプランの作成、(2)海外の提携校拡大 (日本人の留学促進) を行う。

●件数・単価: 2箇所×約1.7百万円

③分野横断連絡調整会議の実施

●各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策を検討、展開する。

●件数・単価: 1箇所×約2.0百万円

④外国人留学生の受入れ等状況調査

●専修学校における外国人留学生の受入れ状況等を調査し、上記取組に反映させる。

●件数・単価: 1箇所×約1.0百万円

アウトプット (活動目標)

- ◆ 留学生の受入れから定着までをトータルパッケージにしたモデルの構築 ⇒ 9分野
- ◆ 専修学校の国際化を促進するための体制整備 ⇒ 2箇所

アウトカム (成果目標)

専修学校における受入れ留学生の確保・増加、受入れ国の多国籍化。専修学校を卒業した留学生の国内における就職率の向上。

専修学校在学 (卒業生) による海外留学の増加。留学先の多国籍化。

インパクト (国民・社会への影響)

外国人留学生40万人の受入れ目標に寄与。外国人留学生の定着により我が国の経済社会の活性化、一層の国際化を推進。

法務省関係資料

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和6年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（105施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用【文科省】《11》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立【文科省】《12》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《34》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《37》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《47》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《49》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用【文科省】《51》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《63》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《65》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《21》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《24》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《28》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討【法務省】《31》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《32・33》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《69・70》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《73》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《77》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《84》
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上【法務省】《85》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《87》
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《93》
- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施【内閣官房】《99》
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】《104》

4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和7年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- 政府発行のガイドブック等の認知度を向上させるため、引き続き工夫が必要である。
- 全住民に占める外国人住民の割合が上がったことにより市町村が置かれた状況の変化や課題等がないか実態調査等をすべきである。
- アウトプット指標が曖昧であるため、評価が難しい項目がある。
- 施策が想定どおりの展開になるのか、そこに意図せざる結果は生じないのかと考える視点をもって、検討を進めながら施策を推進してほしい。
- 地域の現状や施策の進捗状況に鑑みて、継続する必要性が低くなった施策があれば、立ち止まったり、方向性を変更したりするなど積極的に修正を行うことも視野に入れてほしい。
- その他、個別施策に対する指摘事項等

主な見直し

工程表見直し

11件

KPI指標見直し

6件

新規・施策内容の見直し 7件

(主な見直し)

新規施策：企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《12》

見直し施策：先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《99》など

基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。

それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要。

主な施策

1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《4》
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》

2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- ・ 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》
- ・ 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》
- ・ 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- ・ 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》
- ・ F R E S C/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》
- ・ 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》
- ・ 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

- ・ やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》

3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《59》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》
- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《116》
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

4. 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《127》

育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

- 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《131》
- 受入れ機関及び特定技能外国人の利便性向上のための制度運用の変更点等の分かりやすくきめ細やかな周知《138》
- ODAを通じた送出国・日本間の共創ネットワークの構築・運営《140》

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《152》

海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《13》
- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《153》

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組①

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施《154》
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《57》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《160》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《161》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入環境整備の促進《163》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化《164》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用《165》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組《166》
- オンライン申請の利便性向上や利用率引上げに向けたシステムの改修・検討《167》
- マイナンバーカードの取得環境整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《168》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の提供等《169》
- [医療費不払外国人への厳格な審査の実施等《43》](#)
- [外国人の社会保険料の納付義務の履行状況確認、適切に在留審査に反映させる仕組みの検討《125》](#)
- [国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《174》](#)
- [受入れ機関及び特定技能外国人の納税義務履行状況の確実な把握、その他の在留資格の外国人に対する厳格な審査の実施等《175》](#)
- [職員に対する研修の充実、出入国管理システムの改修、在留審査手数料の見直し等人的・物的体制の整備を図るとともに、入管DXの一環としての電子渡航認証制度（J E S T A）の早期導入の検討等《180》](#)
- [査証手数料の見直し及びデジタル技術の活用を含む査証業務の最適化と体制強化《181》](#)

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組②

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《184》
- [日系四世受入れ制度の見直しの実施](#)《185》
- [地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進](#)《188》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組《189》
- [迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施](#)《191》
- [外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等](#)《192》
- [就労可能な在留資格の上陸許可基準や審査手法の見直し等による、より適正な在留管理の実現](#)《196》
- [適正な在留管理の実現に向けた資格外活動の違反事例等への対応](#)《197》

②留学生の在籍管理の徹底

- [日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化](#)《199》

③技能実習制度の更なる適正化

- [技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討](#)《100》
- [「やむを得ない事情」による転籍についての周知・啓発及び失踪技能実習生を減少させるための取組の推進](#)《207》

④不法滞在者等への対策強化

- [関係機関間連携、情報収集・分析等によるデジタル社会に応じた摘発及び違反防止等への取組](#)《211》
- [厳格な在留管理の実現のための偽変造在留カード対策の強化等](#)《212》
- [事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進](#)《215》

外務省関係資料

<資料内訳>

- (国際交流基金)海外日本語事業概要p.42～53
経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて.....p.54
(JICA)海外協力隊、日系社会関連事業の概要.....p.55～57

国際交流基金の 海外日本語教育事業概要



令和7年6月

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和5年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数：38か国・地域114ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP)：12人】



2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、

現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：20,129人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数：101か国・地域355機関、助成実施件数：79か国・地域443件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援 【海外事務所の主催等事業実施件数：365件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：76人】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数：1,104人(継続545人 新規559人)】



6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。



②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和5年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数：62か国で87,545部。累計販売部数：約68万部】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準「CEFR」を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）



②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から約185万のアクセス数、約438万のページビュー数】

「入門」～「中級2」まで全巻販売中

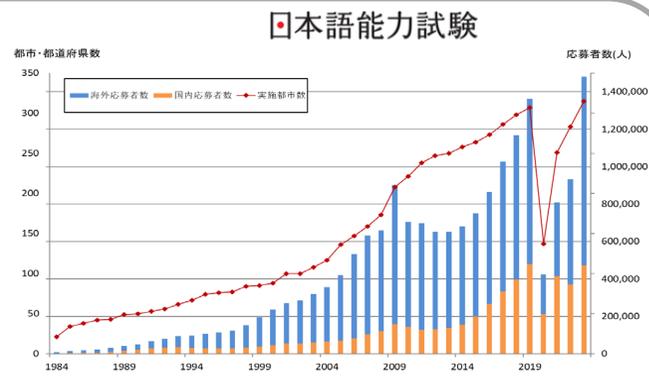
8.日本語能力評価のための試験の実施

①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。2025年12月以降、CEFRレベル参考表示開始。

【海外91か国/地域269都市で実施、受験者数831,744人】

②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)(A2)を実施。A1及びA1とA2の間のレベルも開発中。

【海外11か国21都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数103,183人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供(CEFR準拠)。

【①「みなと」や②「いろどり」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数：①157,901人、②59,059人。モバイル端末向けに③ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや④初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は③約181万件、④約8.6万件】



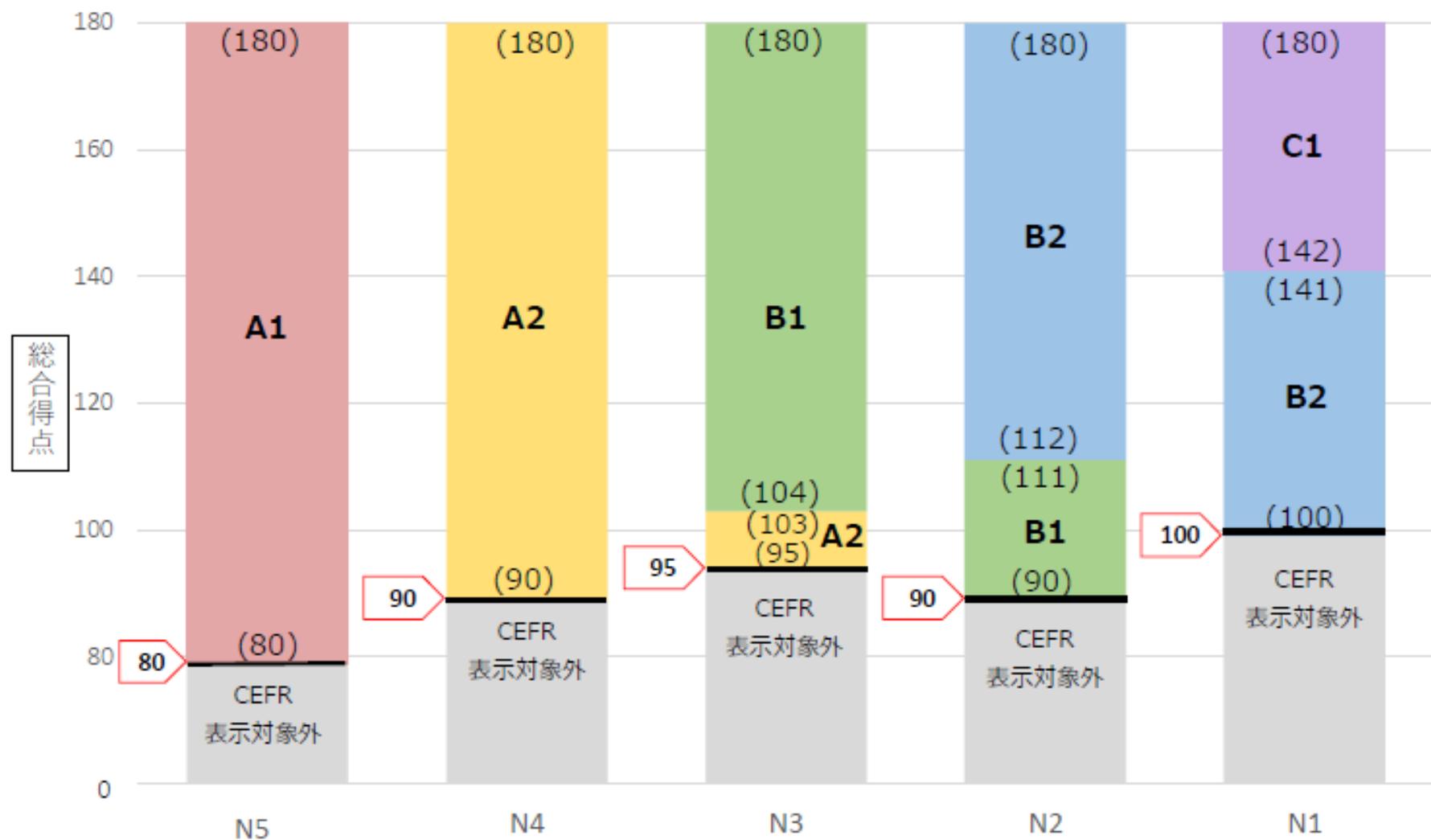
日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

【2021年度海外日本語教育機関調査結果の報告書を公開中】

(参考) JLPTの各レベルにおけるCEFR参考表示図



xx はJLPT各レベルの合格点を示す。

(参考) JLPTの合格者に対するCEFR参考表示通知例

【合格者への通知例 (N4 の場合)】

得点区分別得点 Scores by Scoring Section		総合得点 Total Score
言語知識 (文字・語彙・文法)・読解 Language Knowledge (Vocabulary/Grammar)・Reading	聴解 Listening	100 / 180
60 / 120	40 / 60	

参考情報 Reference Information

正答率 Percentage of Correct Responses			パーセンタイル順位 Percentile Rank	CEFR レベル (言語能力・受容活動能力) CEFR Level (Linguistic, Reception)
文字・語彙 Vocabulary	文法 Grammar	読解 Reading		
B	B	A	71.4	A2

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書（MOC）署名国における実施を推進すると共に、育成就労制度の開始に向けて必要な対応準備を行う。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和6年6月21日「同（令和6年度改訂）」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和6年度末までに、海外11か国（※1）と日本でテストを実施。試験開始から令和7年3月までの累計で372,917名が受験、164,505名が合格。今後、A2レベルに加え、育成就労制度において必要とされるレベル（A1及びA1～A2の間）を測定できるよう開発を進める。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため日本語専門家や指導助手、生活日本語コーディネーターが、教師向けセミナーや現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いもどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編（A2レベル）、同年11月に入門編（A1レベル）を公開。日英版ほか計20言語版を公開中。『いもどり』準拠のeラーニング「いもどりオンラインコース」は日英ほか計10言語で展開（令和6年度末現在）。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施すると共に、日本語国際センターにて教師訪日研修を実施。また、令和7年度より、日本語教師の育成が課題となっている主要送り出し国において、教師育成強化事業を新たに実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	現地教育機関に対し、海外での調達が困難な教材購入助成等の支援を実施。	海外事務所が各国状況に応じて必要な支援を行うほか、海外事務所が所在しない5か国（※2）についても助成支援を実施。

※1：MOC署名国17か国（比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス、キルギス、タジキスタン）及び中国のうち、越、パキスタン、マレーシア、ラオス、キルギス、タジキスタン、中国を除く11か国。令和7年6月から越でも開始予定。

※2：海外事務所非所在国への助成はネパール、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタンの5か国で実施。

日本語パートナーズ派遣事業

- ▶ 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。
- ▶ 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- ▶ 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

国・地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	83	71	962
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	1	24	42
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	5
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	73	76	743
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	49	89	357
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	2	39	259
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	14	18	99
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	-	12	17
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	27	34	348
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	20	14	262
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	-	-	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	10	4	30
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	279	381	3,158



教室でのパートナーズの活動の様子

「次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0ー」日本語パートナーズ事業

2023（令和5）年12月17日、岸田文雄内閣総理大臣が日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において、包括的な人的交流プログラム「次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0ー」を新たに立ち上げることを発表。2014年度開始の「文化のWA」プロジェクトの後継として、2024（令和6）年度以降10年間にわたり、「双方向の知的・文化交流事業」と「日本語パートナーズ事業」を二つの柱として集中的に実施し、ASEAN諸国等との人的交流を一層推進するために協力していくことを目指す。

目的・対象

- 目的：現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本語教育機関に派遣し、ASEAN諸国等における日本語教育支援及び次世代の日本文化理解促進を図るとともに、多文化共生社会実現を担う人材育成に貢献する。また、受入校の教師や学習者を対象とする訪日研修を通じて、日本語教師の資質向上と学習者の学習継続を支援する。
- 対象：日本語教師・学習者

日本語パートナーズ事業計画

1 日本語パートナーズ派遣（公募による派遣や文科省・自治体連携、大学連携インターン派遣等を実施）

「文化のWA」からの継続事業として、10年間にわたり日本語パートナーズを派遣する。「WA2.0」においては、従前の派遣対象国・地域に加え、新たにインド、モンゴル、東ティモールが派遣対象国となる。

2 カウンターパート招へい

パートナーズ受入校の日本語教師を招へいし、日本語力の向上や日本語教授法などの研修を実施する。また、受入校の高校生、および日本語履修大学生に対し、訪日研修の機会を提供して、将来の留学やインバウンドにも繋げる。

3 教材開発

初中等教育向け日本語・日本文化理解用教材を制作するとともに、「みなと」内提供済コースや「エリンアプリ」「ひらがな・カタカナ・漢字学習アプリ」といった既存アプリの中で初中等レベルに適した既存教材を多言語化する。

4 帰国後フォローアップ

パートナーズ経験者の帰国後の自立的活動(多文化共生社会実現への貢献)を支援するためのフォローアップ体制を構築する。

こどもを対象とした日本語教育支援・継承日本語教育の取り組み

初等教育における日本語教育の実施支援

【令和6年度主要事業】

- ・初等教育第1外国語教科書作成協力、教師派遣、教師研修、専門家によるコンサルティング(ベトナム)
- ・エジプト日本学校(公立小学校)における日本語教育支援、アラビア語版日本語初等教育教材作成の継続(エジプト)
ほか JF海外事務所による取組

海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(R2年6月閣議決定)に記された「海外に在留する邦人の子等」に対する日本語教育についてJFが実態の把握と必要な支援を実施

- ▶ 各国・地域の関係団体と連携し、そのイニシアティブを尊重しつつ、国・地域を超えたネットワーク構築や協働の取組みを推進
⇒ 海外事務所との共催、助成による支援
- ▶ 出張や訪日事業の実施を通じ今後の事業計画につながる状況調査を実施
⇒ 求められる情報の発信・共有・コンテンツ開発へ

【令和6年度主要事業】

- ・「日本につながる子どもの日本語教育関係者ミーティング」(R5実施)報告書の公開
- ・「日本につながる子どものための教材収集・共有プロジェクト」の実施
(日本語国際センター、オンラインと訪日形式で計3回のミーティングを開催)
- ・「日本語教育推進・支援サミット」(オンライン)
(公益財団法人海外子女教育振興財団(JOES)、バイリンガル・マルチリンガル子どもネット(BMCN)との共催事業)
- ・各国プラットフォーム運営・運営支援(韓国、カナダ、米国、ドイツ等)
- ・JFウェブサイトの特設ページへの情報の集約・発信

＜参考＞令和5年度までの事業実績

- ・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
- ・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与
- ・補習授業校実態調査(文部科学省・外務省協力)
- ・国際繫生語大会2023の共催支援(豪州)
- ・「日本につながる子どもの日本語教育関係者ミーティング」(日本語国際センター)



米国プラットフォーム

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育 学習歴	日本語 教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により異なる	不問	不問	1年未満	A S E A N 等
米国若手日本語教員 (J-LEAP)	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c) のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a), (b), (c) のいずれか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	—	大卒以上	(a), (b), (c) のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外 (募集年により 国は異なる)
日本語専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	2年以上	通常2年 (最長2年の延長の可能性あり)	海外 (募集年により 国は異なる)
日本語上級専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	10年以上	通常2年 (最長2年の延長の可能性あり)	海外 (募集年により 国は異なる)

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者

※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

(参考) 国際交流基金ウェブサイト「世界で日本語を教えよう！」 https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teacher/teacher_top.html

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外日本語教師研修

(独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施

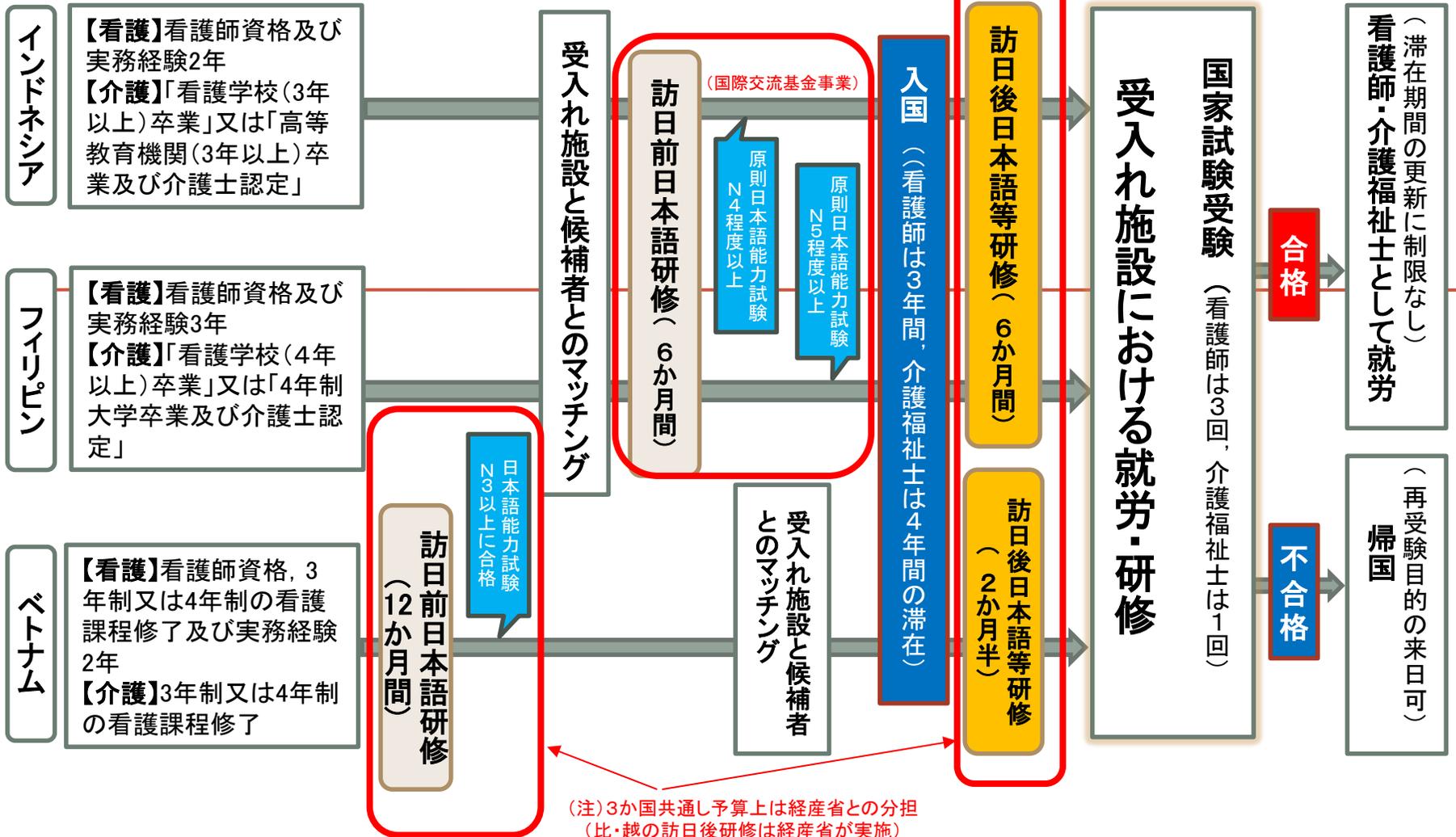
日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。



日本語専門家は38か国・地域114ポスト(令和5年度)

経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れ概要

(赤枠内が日本語教育事業)



1. 事業概要

開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む人を募集し、訓練を経て派遣するもの。

事業の目的

- 1 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- 2 異文化社会における相互理解の深化と共生
- 3 ボランティア経験の社会還元

	青年海外協力隊 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年海外協力隊 日系社会海外協力隊	日系社会シニア海外協力隊
発足	1965年度	1990年度	1985年度	1990年度
派遣中人数	1,463名	82名	65名	3名
累計	93ヶ国 48,505名	79ヶ国 6,723名	9ヶ国 1,659名	10ヶ国 555名

(2025年3月末日現在)

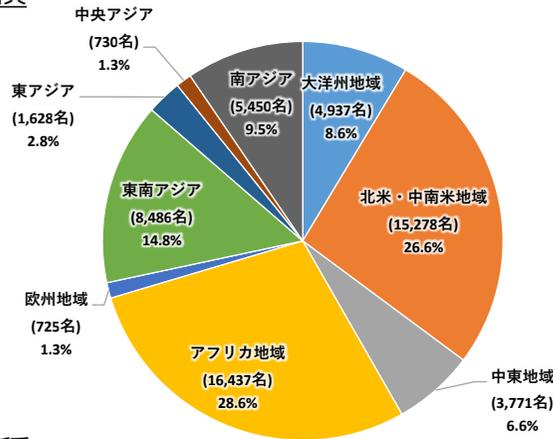
(派遣までの流れ)

- 募集は年2回（春、秋）。試験（語学、技術、面接、健康診断）により選考。
- 派遣前訓練（最終選考を通過した者を対象）
 - ・長野県駒ヶ根市及び福島県二本松市の青年海外協力隊訓練所において実施。約73日間。
 - ・隊員として必要な素養（安全管理、健康管理、任国事情、異文化理解、コミュニケーション能力、語学等）を習得
 - ・訓練を修了した人材を原則2年間各任国に派遣。

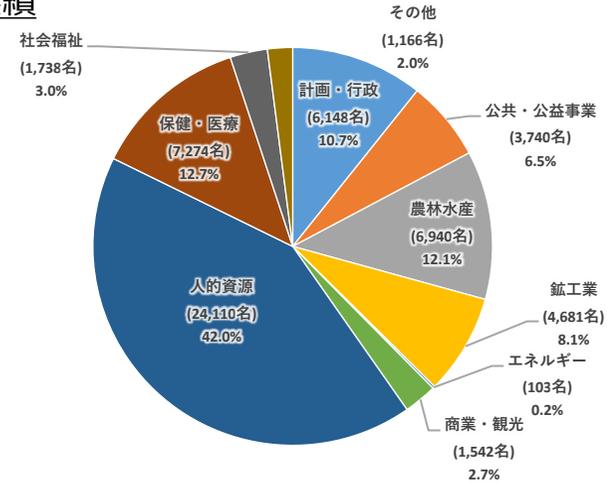
2. 地域別・分野別派遣実績 (2025年3月末日現在)

(1) 派遣実績：1965年の派遣開始以降、累計で99ヶ国に5万7千人以上を派遣

地域別派遣実績



職種別派遣実績



活動分野・職種

計画行政	商業 観光	公共 公益事業	人的資源	農林水産	保健 医療	鉱工業	社会福祉	エネルギー
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ開発 ・コンピュータ技術 ・行政・事業マネジメント ・防災・災害対策 ・統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理 ・観光 ・品質管理・生産性向上 ・マーケティング ・輸出振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築 ・電気通信 ・土木 ・測量 ・都市計画 ・造園 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育 ・小学校教育 ・青少年活動 ・体育 ・環境教育 ・幼児教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜栽培 ・家畜飼育 ・飼料作物 ・食用作物 ・稲作栽培 ・獣医・衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師 ・感染症・エイズ対策 ・助産師 ・保健師 ・栄養士 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備 ・電気・電子機器・設備 ・工作機械 ・陶磁器 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者支援 ・労働安全衛生 ・高齢者介護 ・ソーシャルワーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力 ・再生可能・省エネルギー

(2) 「日本語教育」の派遣実績と活動内容

日本語教育隊員は累計で74ヶ国に3,459人が派遣されている。地域別では、北米・中南米、東南アジア、東アジアの順に多く、大洋州、南アジア、欧州、中東、中央アジア、アフリカへも派遣実績がある。

日本語教育隊員は、初等・中等教育機関(中学・高校)、高等教育機関(大学)、専門学校・職業訓練校、中南米の日系社会にある日本語学校等に派遣され、現地教師の日本語運用能力や指導技術向上のための協力をはじめ、学習者に対する日本語の授業、日本文化紹介、日本語関連のイベントの企画や実施等を行っている。

JICAによる日系社会関連事業の概要

知識普及 (海外移住資料館)

- 2002年開館。
- 目的:日本人の海外移住の歴史、および移住者とその子孫である日系人について、広く一般の人々、特に次代をになう若い世代に知識を広め、理解を深めてもらう。
- 年間来場者数 約5万人

海外移住支援 (助成金)

- 目的:移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うために移住者の団体に対し助成金を交付する。
- 高齢者福祉、人材育成分野を中心に交付

移住債権関連対策

- 目的:移住債権回収等の支援を行う。

人材育成

日系社会次世代人材育成

- 目的:日系子弟に対し、日系人としてのアイデンティティ向上の機会を与え、日系社会の次代を担う人材を育成する。

<中学生プログラム>

- 対象者:中学生相当の日系子弟
- 対象人数:年間約50人

<高校生プログラム>

- 目的:高校生相当の日系子弟
- 対象人数:年間約30人

<大学生プログラム>

- 目的:大学生相当の日系子弟
- 対象人数:年間約20人

日系社会研修

- 目的:中南米からの日系研修員の受入れを通じて、中南米の日系社会の発展に協力するとともに、これらの事業への広範な市民参加を促進する。
- 受入人数:年間約140人

研究

- 緒方研究所での中南米移住史の研究プロジェクト等

日系社会リーダー育成

- 目的:将来の日系社会をになうリーダー、または居住国の発展に貢献し、日本と居住国の架け橋となり得る人材を育成する。
- 分野:医学、歯学、農学、教育学、経済学、法学、工学、情報学等
- 支給内容:学費(大学院)、滞在費、往復渡航費
- 受入人数:年間約10~15人

日系社会海外協力隊(日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊/日系社会シニア海外協力隊)

- 目的:日本からボランティアを派遣し、日系人、日系社会の人々と、ともに生活・協働しながら、中南米地域の発展に貢献する。
- 派遣人数:年間約80人

日系社会との連携・協力

- 日系技術協力専門家・コンサルタント(モザンビーク派遣等)
- 草の根技術協力(ドミニカ共和国・コンスタンサ等)
- 無償資金協力(ボリビア・オキナワ道路等)
- 民間連携事業(中南米日系社会との連携調査団)、海外投融資等

厚生労働省関係資料

外国人就労・定着支援事業

令和7年度当初予算額 5.7億円 (5.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

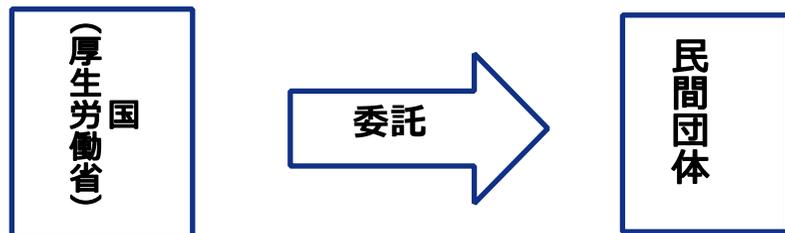
○ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。

○ 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。

○ 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。

○ 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は 100時間 に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国 112地域 280コース 、受講者 5,600名 規模で実施 [参考] 令和6年度実績 実施地域数 … 115地域 実施コース数 … 280コース 受講者数 … 4,131名

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

令和7年度予算額 外国人技能実習機構交付金 76億円の内数

1 事業の目的

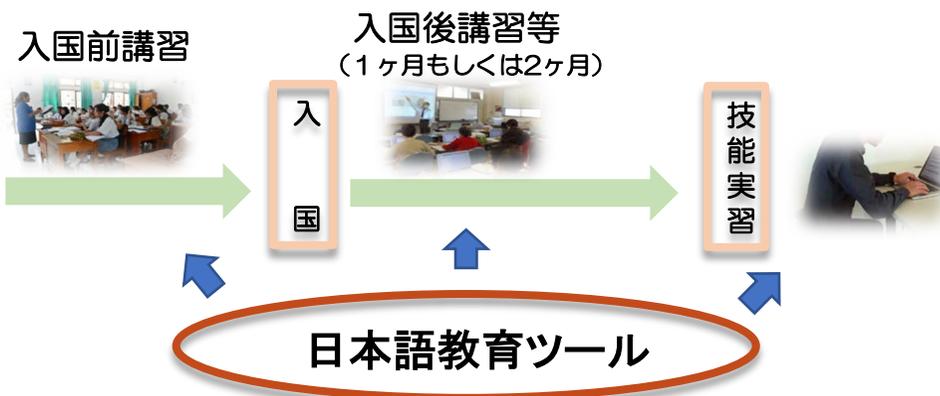
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

(1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討

(2) 日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）

(3) 実施主体：外国人技能実習機構



3 事業実績

8言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供

- ◆テキスト教材 8 職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係、プラスチック成形関係*）
- ◆アプリ教材 7 職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係*）

* 令和7年度開発中の職種

介護の日本語学習支援等事業

令和7年度当初予算額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成等

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- ▶外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度为国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



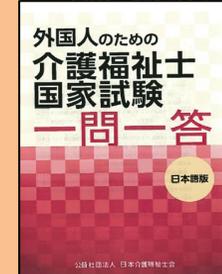
特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門 用語集



外国人看護師候補者学習支援事業

令和7年度予算額:1.0億円

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

- (補助先) 公益社団法人国際厚生事業団
- (対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費等
- (基準額) 103,640千円

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和7年度予算額:医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

- (補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
- (対象経費) 報償費等
- (基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設

E P A 介護福祉士候補者等への学習支援等について

- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○候補者の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費 ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費 ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など
実施主体	都道府県	民間団体(公募)

【候補者の年度別受入れ人数(直近5か年分)】

年度	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計
令和2年度	274人	269人	193人	736人
令和3年度	263人	226人	166人	655人
令和4年度	271人	218人	131人	620人
令和5年度	296人	215人	127人	638人
令和6年度	295人	209人	85人	589人

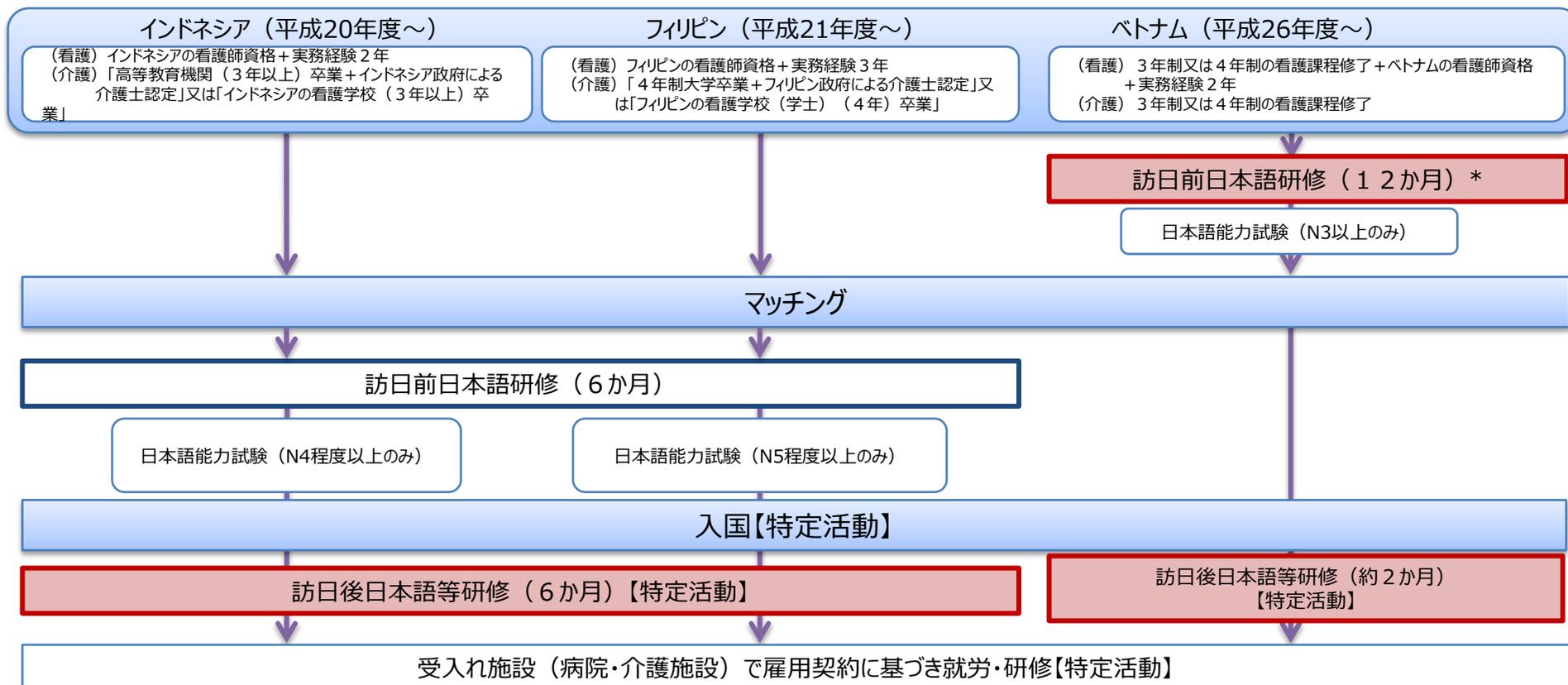
【令和7年度当初予算額】 ※()内は前年度当初予算額

- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・地域医療介護総合確保基金97億円の内数(97億円の内数)
- 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
412億円の内数(384億円の内数)
- 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
412億円の内数(384億円の内数)

經濟產業省關係資料

看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定（EPA：国際約束）に基づき、公的な枠組みで特例的に看護師・介護福祉士候補者を受入れ。
- 本事業は、**看護師候補者、介護福祉士候補者を日本に受入れ**、日常生活や病院・介護施設における日本語コミュニケーション能力を習得することを目的として、**日本語研修等を実施している**。**訪日前・訪日後の両研修をあわせた経費全体を合計した額を経産省・外務省で折半して負担**。*



※ 赤色部分は本事業で計上している研修（インドネシア訪日後日本語研修及びベトナム訪日前日本語研修は外務省執行）。

※ 【 】内は在留資格を示す。日本語能力試験N2以上の候補者は大枠の日本語研修を免除。

※ 日本語能力試験N2又はN1に合格済みの場合、訪日前日本語研修を免除。また、令和7年度入国予定者より、応募時にN3に合格済みの場合、訪日前日本語研修を12か月間から3か月間に短縮して受講可能。

経済産業省補助事業（AOTS実施）における日本語研修

事業目的

事業名： 技術協力活用型・新興国市場開拓事業 他

事業目的： 日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、技術移転や現地人材の育成により、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図る

日本語研修の目的

概要： 上記事業において、日本の受入企業での実地研修に先立ち、研修センターに合宿して集団で行われる導入研修

対象者： 海外の日系企業等の管理者・技術者

研修目的： 日本での生活全般や実地研修（企業での研修）を進める上で必要な日本語や生活上の知識の習得、また帰国後に現地と日本の橋渡し役を果たすために重要な日本社会の理解

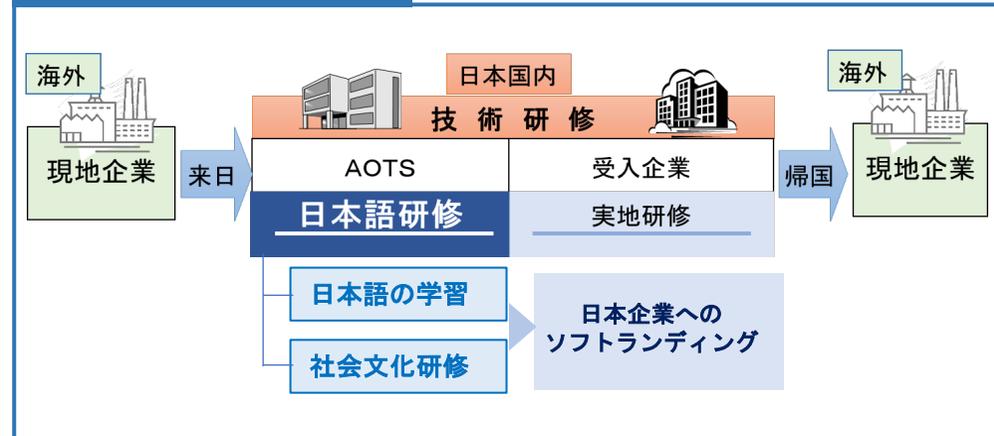
日本語研修の概要

コース	研修時間	到達目標 *初学者の場合
13週間コース	436時間	A2レベル
6週間コース	206時間	A1レベル

日本語研修の内容

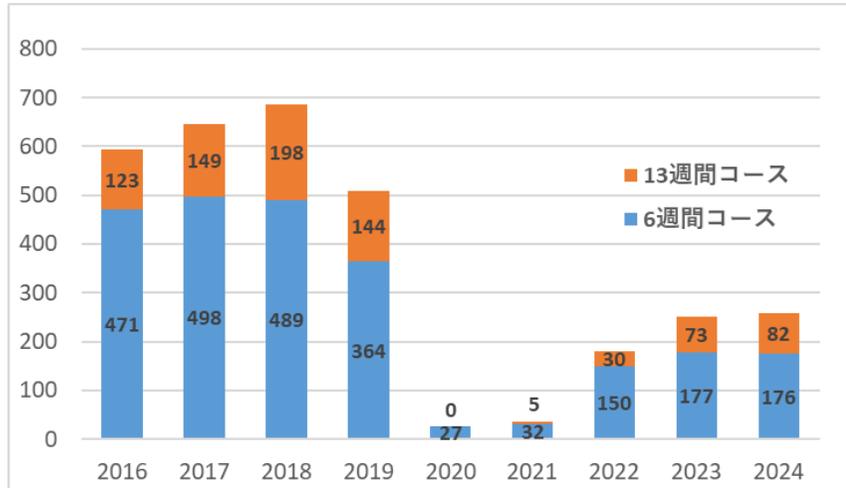
- ✓ 指示や作業のやり方の理解、業務の確認や許可求め、周りの日本人との雑談など実地研修の場面を想定した口頭コミュニケーション能力の養成
- ✓ 日本社会や企業文化を理解するための講義、産業施設見学、研修旅行、地域交流等も実施

日本語研修の全体像

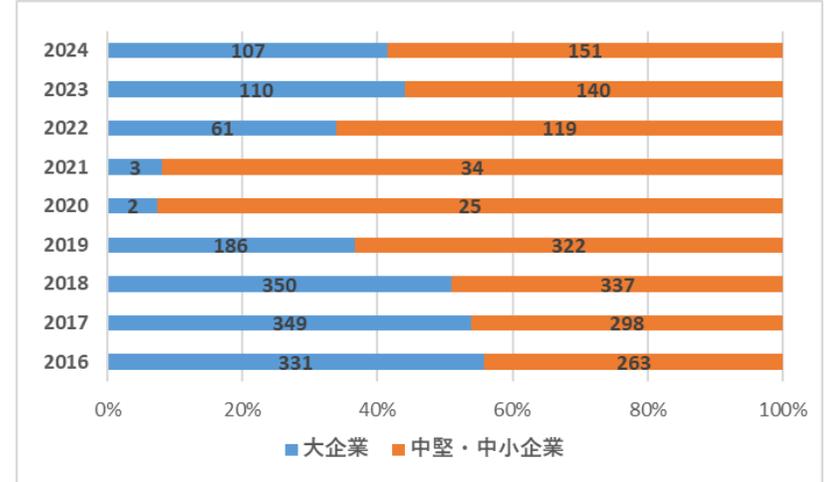


2020年から2022年は渡航制限の影響で実施人数が減少。2023年からは回復基調。
 研修利用企業の多くが製造業であり、アジア地域からの研修生が大半を占める。

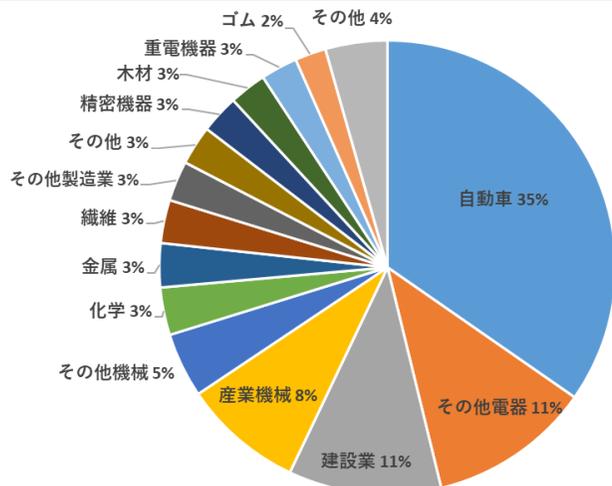
一般研修の実施人数推移



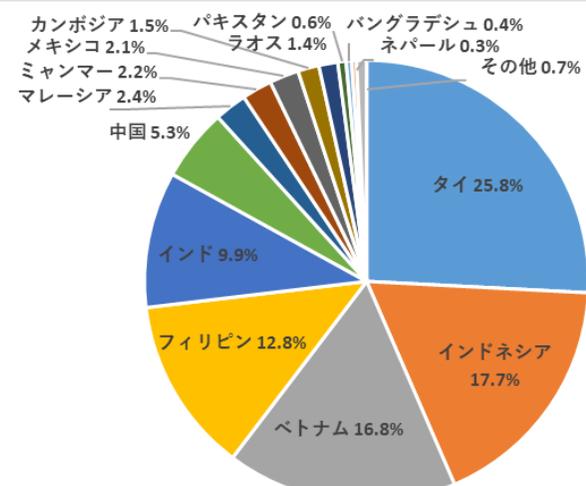
企業規模別人数割合



業種別人数割合（2016-2024）



国別人数割合（2016-2024）



総務省関係資料

地域における多文化共生施策の推進について

○ 総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する「地域における多文化共生推進プラン」や、全国の好事例を集めた「多文化共生事例集」を策定するとともに、「地域における多文化共生推進状況等調査」の実施や調査結果の情報提供等を通じて、地域の実情を踏まえた多文化共生施策の推進を支援している。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

(1) コミュニケーション支援

- ・ 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ・ 日本語教育の推進
- ・ 生活オリエンテーションの実施

(2) 生活支援

- ・ 教育機会の確保
- ・ 適正な労働環境の確保
- ・ 災害時の支援体制の整備
- ・ 医療・保健サービスの提供
- ・ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ・ 住宅確保のための支援
- ・ 感染症流行時における対応

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ・ 多文化共生の意識啓発・醸成
- ・ 外国人住民の社会参画支援

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・ 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ・ 留学生の地域における就職支援

[多文化共生施策の推進体制の整備]

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

多文化共生事例集（令和3年度）

- 改訂したプランの内容を広く周知し、多文化共生施策を推進するため、地方公共団体、国際交流協会、民間企業、NPOなどの全国の好事例を集めた事例集を令和3年8月に公表

[主な掲載事例] () は事例の数

(1) コミュニケーション支援 (17)

- ・ デジタル技術を活用した多言語相談対応
- ・ 地域の日本語教室の運営 など

(2) 生活支援 (53)

- ・ 就学前日本語教室の運営
- ・ 外国人防災リーダーの養成 など

(3) 意識啓発と社会参画支援 (12)

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり など

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ・ 外国人の視点による地域の魅力発信 など

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備 (6)

- ・ 複数自治体での外国人相談窓口の設置 など

[掲載取組例]



▲外国人相談窓口



▲初期適応指導教室の実施



▲外国人防災リーダー養成研修



▲外国人住民運営企業による農業体験ツアー

多文化共生推進状況等調査（令和6年度）

- 地域における多文化共生施策の推進状況をより詳細に把握するため、市区町村の具体的な取組状況、都道府県の市区町村等に対する支援状況を調査（令和7年1月公表）

[主な調査項目] () は調査した取組数

(1) コミュニケーション支援 (20)

- ・ 行政・生活情報の多言語による提供状況
- ・ 地域における日本語学習の推進状況 など

(2) 生活支援 (37)

- ・ 子どもの教育機会の確保状況
- ・ 災害時の支援体制の整備状況 など

(3) 意識啓発と社会参画支援 (5)

- ・ 多文化共生の意識啓発・醸成や社会参画支援の状況

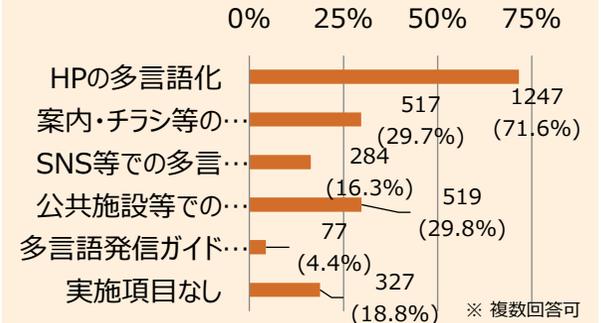
(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(3)

- ・ 地域活性化の推進・グローバル化への対応状況

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備 (3)

- ・ 多文化共生推進に向けた体制整備の状況

[調査結果例]



▲市区町村における外国人住民向けの行政・生活情報の提供状況 (団体数、%、N=1,741)

(注) 「多文化共生」：国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10/10、運営費1/2（R7当初予算（案）10億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2（R7当初予算（案）6億円）	(都道府県分・政令市分) 普通交付税措置
	(市町村分(間接補助分)) 特別交付税措置

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等

多言語翻訳技術の研究開発

- 総務省・NICTでは、長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究を実施し、技術・言語データ等を蓄積。
- 訪日・在留対応等を想定した21言語の逐次翻訳について、**実用レベルの翻訳精度**(TOEIC900点相当)を実現。
- 更に、2025年の大阪・関西万博も見据え、**AIによる同時通訳を実現するための研究開発**を実施中。

多言語音声翻訳アプリ

VoiceTra

ネットワーク上のサーバへ
入力された音声を送信

ネットワーク上のサーバから
翻訳された音声が届く



サーバ内の処理

音声認識

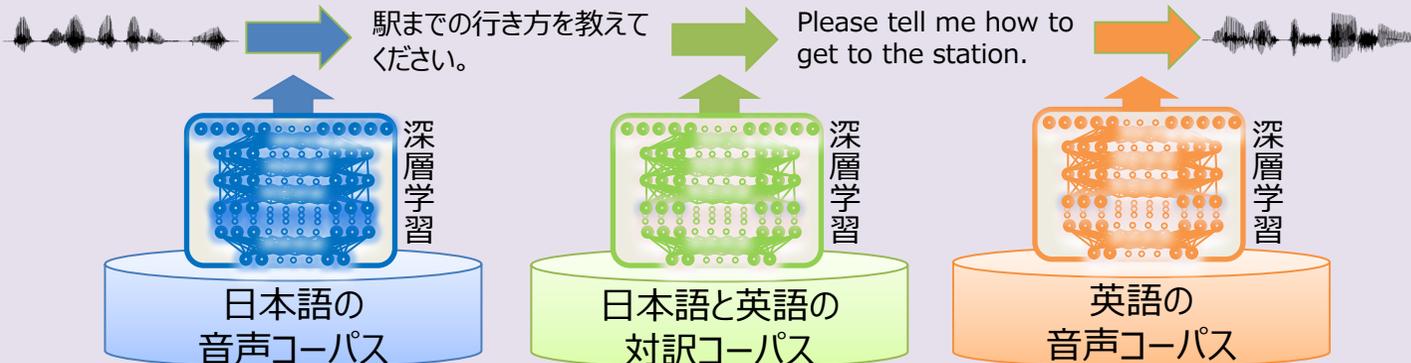
音声を文字に変換

機械翻訳

日本語を英語に翻訳

音声合成

文字を音声に変換



対応言語(31言語)

重点対応言語 (実用レベル)

訪日・在留外国人対応等を想定した21言語

- | | |
|---------|------------|
| 日本語 | スペイン語 |
| 英語 | ブラジルポルトガル語 |
| 中国語 | フィリピン語 |
| 韓国語 | アラビア語 |
| タイ語 | イタリア語 |
| インドネシア語 | ドイツ語 |
| ベトナム語 | ヒンディ語 |
| ミャンマー語 | ロシア語 |
| フランス語 | ウクライナ語 |
| クメール語 | ネパール語 |
| | モンゴル語 |

- ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオ語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ



(参考) NICT多言語翻訳技術を活用した主な民間サービス

音声翻訳サービス

- 「POCKETALK[®] S2」
ポケットーク(株)
- 「会議用自動同時通訳サービス MeeTra™」
TOPPAN(株)
- 「VoiceBiz[®] UCDisplay」
TOPPAN(株)
- 「TransDisplay」
VM-FI (台湾, 台北)
- 「BRIDGE アプリ」
(株) BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS
- 「Fairy I/O[®] Tumbler T-01」
Fairy Devices(株)
- 「eTalk 5 みらいPFモデル」
RemoSpace(株)
- 「医療通訳タブレット MELON」
コニカミノルタ(株)
- 「ハイブリッド式多言語通訳サービス KOTOBAL」
コニカミノルタ(株)
- 「eTalk5APP みらいPFモデル」
RemoSpace(株)
- 「VoiceOn シリーズ」
(株) IP DREAM
- 「ポケットーク」アプリ版
ポケットーク(株)
- 「ポケットークライブ通訳」
ポケットーク(株)
- 「ドコッーAI MIX」
(株)スマートボックス
- 「ドコッーAI」
(株)スマートボックス
- 「VoiceBiz[®] Remote」
TOPPAN(株)
- 「mimi[®] 音声翻訳 powered by NICT」
Fairy Devices(株)
- 「みらい翻訳 AI動画字幕」
(株)みらい翻訳

音声翻訳APIサービス

- 「mimi[®] Cloud API Service」
Fairy Devices(株)
- 「みらい翻訳プラットフォーム」
(株)みらい翻訳

テキスト翻訳サービス

- 「XMAT[®]」
(株)川村インターナショナル
- 「みんなの自動翻訳 @KI (商用版)」
(株)川村インターナショナル
- 「T-tact AN-ZIN[®]」
(株)十印
- 「医薬特化AI翻訳プラットフォーム AIKO SciLingual」
(株)アスカコーポレーション
- 「ヤラクゼン」
八菜(株)
- 「COTOHA[®] Translator」
NTTコミュニケーションズ(株)
- 「ATOM KNOWLEDGE」
(株)CMC エクスマニコム
- 「DOCCAI 翻訳」
東芝デジタルソリューションズ(株)
- 「製薬業界向け翻訳サービス PharmaTra[®]」
TOPPAN(株)
- 「金融分野向け機械翻訳サービス FinTra[®]」
TOPPAN(株)
- 「ProTranslator EXPRESS」
日本特許翻訳(株)
総合翻訳環境 ProTranslator EXPRESS
- 「CRYSTALTRANSLATOR[®] BUSINESS」
(株)マインドワード
- 「Mirai Translator[®]」
(株)みらい翻訳

<ご利用対象>

法人向け 個人向け

<提供形態>

端末

アプリ・ソフトウェア

日本語教育推進基本方針の改定について

1 概要

- 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）に基づき、令和 2 年 6 月 2 3 日に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を閣議決定。
- 政府は、おおむね 5 年ごとに基本方針に検討を加え、必要な場合には変更。

2 改定案の内容

- 別紙の通り。

3 スケジュール

6 月 2 日 日本語教育推進関係者会議（有識者からの意見聴取）

6 月～7 月 パブリックコメント（予定）

夏頃 閣議決定（予定）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。令和7年〇月〇日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施。必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、**特定技能・育成成就労制度における日本語能力向上方策**、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5 日本語能力の評価

試験等の対応付け手続きを含めた**「日本語教育の参照枠」の普及**、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ
効果的に推進するための基本的な方針

令和~~7~~2年~~0~~6月~~0~~2~~3~~日

閣 議 決 定

目 次

はじめに	1
第1章 日本語教育の推進の基本的な方向	3
1 日本語教育推進の目的	3
2 国及び地方公共団体の責務	3
3 事業主の責務	4
4 関係省庁・関係機関間の連携強化	4
第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項	4
1 日本語教育の機会の拡充	4
(1) 国内における日本語教育の機会の拡充	4
ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育	4
イ 外国人留学生等に対する日本語教育	7
ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育	8
エ 難民等に対する日本語教育	9
オ 地域における日本語教育	10
(2) 海外における日本語教育の充実	13
ア 海外における外国人等に対する日本語教育	13
イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育	15
2 国民の理解と関心の増進	16
3 日本語教育の水準の維持向上等	17
(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上	17
(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等	19
4 教育課程の編成に係る指針の策定等	21
5 日本語能力の評価	22
6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供	23
(1) 日本語教育に関する調査研究等	23
(2) 日本語教育に関する情報の提供等	24
第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項	25
1 推進体制	25
(1) 日本語教育推進会議	25
(2) 地方公共団体における推進体制	25
2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備	19
<u>2-3</u> 基本方針の見直し	26

はじめに

近年、我が国の在留外国人数は増加している。「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）が改正された平成2年末の約108万人（総人口の約0.87%）と比べて、令和~~6~~年末現在で約~~377293~~万人（総人口の約~~3.042-33~~%）に増加し、日本で就労する外国人は、令和~~6~~年10月末現在で~~230166~~万人となり、それぞれ過去最多を記録している。

この間、国内の日本語学習者の増加と多様化が進み、日本語学習者数は平成2年11月の約6万人から、~~令和5平成30~~年11月現在で約26万人に増加している。また、世界の141~~2~~か国・地域において日本語教育が実施されていること（~~過去最多~~）、日本語学習者数は約~~379385~~万人に上ることが~~令和3平成30~~年度の調査（~~速報値~~）で確認され、海外における日本語教育の需要についても引き続き高い水準を維持している。

政府としては、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日決定、令和~~〇~~年~~〇~~月~~〇~~日改訂）、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日決定、令和~~〇~~年~~〇~~月~~〇~~日一部変更）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日決定、令和~~〇~~年~~〇~~月~~〇~~日改訂）を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会を実現するために必要な施策を着実に進めている。

平成31年4月から、新たな外国人材の受入れ制度（在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」）特定技能制度が開始されるとともに、令和6年6月の入管法及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）の改正により育成就労制度が創設された。今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。我が国に在留する全ての外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、学習目標を明確化するとともに、日本語教育の更なる充実が求められている。

令和元年6月28日には、日本語教育を推進することを目的として、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）が公布、施行された。同法において、国は、法の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等が定められた。本方針（以下「基本方針」という。）は、同法第10条の規定に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

なお、基本方針において「日本語教育」とは、日本語に通じない外国人及び日

本の国籍を有する者（以下「外国人等」という。）が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要である。

また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することは、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、各国・地域との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与する。

日本語教育の推進に当たっては、次の（１）から（７）の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していく必要がある。

- （１）日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- （２）日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- （３）日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- （４）日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- （５）日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与するよう行われなければならない。
- （６）日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- （７）日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

2 国及び地方公共団体の責務

国は、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。なお、日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して資料を作成し、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

3 事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには、関係省庁や関係機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。

国内においては、国及び地方公共団体は、関係省庁相互間やその他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

また、海外においては、日本語教育が各国・地域の状況に応じて適切に行われることに加えて、持続的に行われることが必要である。このため、国は、独立行政法人国際交流基金（以下「J F」という。）、独立行政法人国際協力機構（以下「J I C A」という。）、日本語教育を行う機関、各国・地域の行政機関及び教育機関、日本語教師会、日本企業、日本人及び日系人コミュニティー、帰国留学生会等との連携強化や必要な体制の整備に努める。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

我が国に在留する外国人が増加する中、学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また、国際結婚家庭を中心に、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない子供も増加しており、複数の言語環境にあって

日本語指導が必要な児童生徒は合わせて約 6.95 万人を超える状況¹となっている。

さらに、出身国の多様化を背景として、これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか、特定の地域への集住化の傾向が見られるなど、外国人児童生徒等をめぐる状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。

加えて、令和元年度に初めて実施された調査²結果では約 8,600 2 万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にある³という実態が明らかとなった。

子供たちが生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。その際、母語・母文化の重要性や、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、こうした施策を通じて、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現に資する。

【具体的施策例】

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度の活用や、児童生徒の資質・能力を育成するための日本語と教科の統合学習を含む体系的・専門的な指導の充実を推進する。
- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員について、定数の義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 36 年法律第 116 号）の規定に基づき安定的に確保するいた着実な改善を進めるとともに、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和 5 年法律第 41 号。以下「日本語教育機関認定法」という。）に基づき文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員をはじめとする日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体

¹ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和 5 平成 30 年 5 月調査 文部科学省

² 「外国人の子供の就学状況等調査」令和元年 5 月調査 文部科学省

³ 「外国人の子供の就学状況等調査」令和 5 年 5 月調査 文部科学省

における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。

- ・ 系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員⁴等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成、学校管理職の理解促進、登録日本語教員の資格を持つ教師の採用・登用促進等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達の特性及び小学校教育との接続に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。
- ・ 中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、全ての都道府県において、公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮が図られるよう促す。
- ・ 障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。
- ・ 学校における、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。
- ・ 夜間中学⁴は、生徒の約8割6割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の

⁴ 義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する学校であり、令和27年4月現在、全国 1926 都道府県 15 指定都市に 6228 市区に 34 校の公立の夜間中学が設置されている。

確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）や第 3 期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

- ・ 幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒及び保護者等を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及び I C T を活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」により、我が国に在住する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約 ~~40.234.6~~ 万人（令和 ~~6~~ 年末）⁵ となっており、増加傾向にある。留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。

留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する支援の充実のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 大学が企業等と連携し、外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し、外国人留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。
- ・ 専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う、留学生受入れモデルの構築を推進・支援する。
- ・ 企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して、職場において円滑に

⁵ 法務省 令和 ~~7~~ 年 3 月 ~~14~~ 日公表

定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。

- ・ 留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育

我が国の外国人労働者数は約 ~~230~~~~166~~万人（令和~~6~~~~元~~年）となり、身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者、資格外活動等、その内容は様々である。平成2年の入管法の改正以降、就労目的で来日する日系人の増加、及び平成22年の在留資格「技能実習」の創設及び平成31年の在留資格「特定技能」の創設等により、我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。

日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要であり、関係省庁や関係機関が連携し、様々な在留資格や業種の外国人労働者に対する体系的な日本語教育の質的及び量的な充実を図ることが重要である。また、~~職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である~~。このため、職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ~~・ 日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。~~
- ・ 経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日

本語学習機会を提供する。

- ・ 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
- ・ 看護・介護分野において、外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施、外国人等が介護の日本語学習を自律的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。
- ・ 特定技能外国人及び育成就労外国人の段階的な日本語能力向上のため、育成就労開始前、特定技能1号移行時及び特定技能2号移行時に一定の日本語能力を求める。また、受入れ機関に対し育成就労外国人に日本語教育機関認定法に基づき文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）等における講習機会を提供すること等を義務付けるほか、受入れ機関が日本語教育支援に積極的に取り組むためのインセンティブとなる優良な受入れ機関の要件等を設ける。
- ・ 事業主が育成就労外国人及び技能実習生に対し、日本語能力の更なる向上の機会が適切に提供されることができるよう、教材開発等の支援を行う。
- ・ 定住者等身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本におけるが、安定的な就労職及び職場定着の促進を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・ 就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、就労者及びその家族を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

エ 難民等に対する日本語教育

我が国に受け入れた難民等に対する日本語教育については、定住支援の一環として、条約難民⁶、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対する支

⁶ 条約難民とは、「難民の地位に関する条約」（昭和56年条約第21号）に定義された難民の要件（※）に該当し、入管法によって認定された者をいう。

（※）人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。

援を行っている。

令和5年からは、条約上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき紛争避難民等を確実に保護するための補完的保護対象者⁷の認定制度が開始された。

また、特に第三国定住難民については、平成22年度からアジアで初めて第三国定住による難民の受入れ⁸を開始し、令和2年度からは受入れの対象、人数等が拡大されることとなった⁹。

国は、引き続き、条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対し、定住支援施設における日本語教育や定住支援施設退所後の日本語学習に関する相談対応等の必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対し、我が国日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に、定住先地域における円滑な就業や就学等を促進するため、第三国定住難民については、令和2年度からの受入れ人数の拡大という政府方針を踏まえ、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。
- ・ 難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、難民を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

オ 地域における日本語教育

地域における日本語教育 (以下「地域日本語教育」という。) は、身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在。令和6~~元~~年末現在、約 161~~439~~万人）をは

⁷ 補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たす者をいう。

⁸ 第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることをいい、これによる受入れを第三国定住による難民の受入れという。

⁹ 「第三国定住による難民の受入れの実施について」平成26年1月24日閣議了解、令和元年6月28日一部変更

じめ、我が国に在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一律ではない。外国人等の日本語学習の目的や意欲にも差があると言われている。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の実施環境、学習環境状況は地域による差が大きくなっている。

一方、令和2年に基本方針の閣議決定が行われた後、地域日本語教育の総合的な体制づくりが促進されるとともに、日本語教室がない市町村（以下、「日本語教室空白地域」という。）は減少し、各地における取組の効果は一定程度出ていると言えるが、学習を希望する外国人に対して日本語教育が行き届いていないという課題は根強く指摘されている。

さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っており、今後は登録日本語教員の活用も期待されることから、都道府県及び市区町村、企業、学校、認定日本語教育機関をはじめとする日本語学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。

そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、日本語を学習する機会を提供すること、一定水準の学習内容を示すこと、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること、学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが肝要である。その際、外国人等や日本語教育機関等の偏りなどの状況を具体的に把握した上で、その状況に応じ、オンラインによる教育の提供等、多様な手段を含めて学習機会の確保について検討する必要がある。これらを踏まえ、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力（「日本語教育の参照枠」におけるB1レベル相当）を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議の設置や総括コーディネーターの設置配置、日本語教育の実施数や受入れ人数の増加等の日本語学習機会の拡充、域内の日本語学習支援者等の人材育成支援、「日本語教育の参照枠」の活用促進教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の、地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援する。さらに都道府県においては、市町村との連携を促し、域内地域や市町村における地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語教室の運営の支援、域内の日本語教室空白地域解消促進、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修の支援等の充実を図る。とともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。
- ・ これらの取組を促進するため、日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、地域日本語教育の総合的な体制づくりにおける、認定日本語教育機関をはじめとする関係機関との連携や、複数の市町村による連携やオンライン等の更なる活用による広域的な日本語教育の展開等を促進する。
- ・ 国の政策動向、地域日本語教育の総合的な体制づくりや日本語教室空白地域解消等の優良事例等の情報共有や周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施するとともに、全国に対するノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者や各地のコーディネーターとの情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、地域日本語教育を推進する。
- ・ 日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため、一定数以上の外国人等が在住しているが、いまだ日本語教室が開催されていない市区町村（以下「日本語教室空白地域」という。）に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。また、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、更なる日本語教室空白地域解消の方法を検討するとともに、ICTを活用し、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材である日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の多言語による提供を行う。また、「日本語教育の参照枠」及びそれに基づく言語能力記述文

の一つである「生活 Can do」に対応した学習コンテンツの充実など、今後の外国人材の受入れの動向や社会情勢を鑑みた改修等を行う。を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し、日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進め、提供を行う。

- ~~NPOや公益法人、大学等が取り組む、地域の実情や外国人等の状況に応じた日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。~~
- 地方公共団体においては対応が難しい、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」（「特定のニーズ」という。）に対応した先進的な取組を創出し、普及を図る。
- 地域日本語教育において直接日本語を指導する登録日本語教員等に対する研修や、行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、認定日本語教育機関をはじめとする日本語学校、NPO等）との連携や地域における日本語教育推進日本語教室の企画・運営の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。
- ~~地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。~~

（２）海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

海外において外国人等に対して日本語教育を行うことは、我が国への理解と関心を増進し、我が国と各国・地域との間の交流の担い手を育成するという、外交上の観点からも重要である。また、外国人等の日本企業への就職や我が国の大学等への留学、我が国における生活等の円滑化にも寄与するものである。主要国がそれぞれ自国言語の国際的な普及に努めている中で、我が国が海外における日本語教育の推進における取組を怠れば、外交面、経済面その他の不利益を被るおそれがある。日本文化への関心、我が国における就労や留学等、海外における日本語の学習目的が多様化する中で、各国・地域の状況に応じて日本語教育が持続的かつ適切に行われ、

より多くの者に日本語教育の機会が提供できるよう、関係省庁が適切に連携し、また、国内外の関係機関や団体との連携・協力を努めつつ、現地の日本語教育体制及び教育基盤の整備のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ J Fを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教師育成機関、日本語教育を行う機関等と連携し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上、日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者、就学や就労等を目的として日本に居住予定の者、居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等、学習者ごとの形態に合わせて利用できる教材（インターネット上の教材を含む。）を開発・提供すると同時に、学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から、日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。
- ・ J Fを通じ、外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から、各国・地域の日本語教師会や学会、初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して、日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、J Fが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。
- ・ J Fを通じ、外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう、学習奨励事業として、各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が我が国において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため、これらの学習奨励事業も活用しつつ、J F及び必要に応じ在外公館

を通じ、外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを行う。

- ・ 将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう、J Fを通じ、職務上日本語の学習を必要とする各国の外交官、公務員、研究者等が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J F等を通じ、経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで、生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく、病院・介護施設等の受入施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、特に中等教育段階で日本語学習者が多い東南アジアを中心とするアジア各国・地域に、日本語母語話者を日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣することにより、日本語授業の運営を支援すると共に、日本人との交流を通して生徒の学習意欲を向上させ、現地の日本語教育振興に協力する。
- ・ 外国人等が日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから、現時点で日本語教育が行われていない国・地域も含め、海外における日本語学習への関心の喚起を目的として、J Fを通じ、美術や音楽、演劇、映画等のほか、ポップカルチャーを含む我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組を併せて推進する。
- ・ 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の中核的な日本語教育機関をはじめとした機関における日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。
- ・ 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいため、官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を進める。
- ・ 開発途上国からの要請に基づき、J I C Aを通じ、同国の経済・社会の発展、復興への寄与を目的として、現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力するJ I C A海外協力隊を引き続き派遣する。

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

海外在留邦人の子に対する日本語教育は、将来、日本へ帰国した際の就学や就職等に当たっての備えとしても重要である。また、海外に移住した邦人の子孫等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大における活躍に加えて、多様な言語・文化背景を持つグローバル人材としての活躍が期待できることから、これらの者が日本をルーツに持つことを認識し、我が国に関する理解を深めることを促すため、これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、J Fを通じ、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、教材作成支援やネットワーク構築等、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。
- ・ 海外在留邦人学齢児童生徒に対し、国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って教科書の無償給与を行うとともに、在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助、教材整備等の支援を行う。
- ・ 在外教育施設における、登録日本語教員の支援員としての活用について検討を行い、必要な施策を講じる。
- ・ 中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め、J I C Aを通じて、日本語教育に協力するJ I C A海外協力隊を派遣するほか、研修を通じた現地日本語教師の育成や同団体に対する助成金の交付を行う。

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会を開催するとともに、各地域日本語教育に関連する会議の開催、各地における地域日本語教育の諸事業におけるシンポジウム等をの開催支援を行い、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。
- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口を文部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、地方公共団体に対し、各地の日本語教室等の情報一覧をはじめとする地域日本語教育に関する情報を周知するための支援を行うや地域日本語教室の情報の一覧を文部科学省文化庁ウェブサイトに掲載する。
- ・ 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

我が国における日本語教育については、教育の質の確保のための仕組みが不十分であることや、日本語学習者等が日本語教育機関を選択する際に教育水準について正確で必要な情報を得ることが困難であること等が指摘されてきた。こうした課題に対応するため、日本語教育機関認定法により、令和6年度から、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する、日本語教育機関認定制度が創設された。

日本語教育機関認定制度を着実に実施するとともに、認定を受けた日本語教育機関における日本語教育の質を向上させるために必要な施策や、関係省庁が連携した認定日本語教育機関の活用を促進する措置を講ずる。

また、海外において法務大臣が日本語教育機関の告示基準に適合しているとして留学告示で指定した日本語教育機関は、近年様々な課題が指摘されていることから、令和元年8月に告示基準の一部が改定され、基準の厳格化が図られた。今後、同告示基準の適正な運用により、適切に日本語教育環境を確保していく必要がある。また、将来、日本語教育に従事しようとする者に対して質が高く安定した教育・研修を提供することが重要である。

~~そのため、日本語の学習希望者に対して充実した学習機会を提供する観点から国内外において、日本語教育を行う機関の日本語教育水準を維持又は向上させるための措置を講ずる。~~

【具体的施策例】

- ~~・ 認定日本語教育機関認定基準等に基づく認定日本語教育機関の認定の審査や、認定日本語教育機関による定期報告、認定日本語教育機関に対する実地視察等、日本語教育機関認定制度を着実に実施する。~~
- ~~・ 育成就労制度において受入れ機関が育成就労外国人に提供する日本語講習について、認定日本語教育機関が実施する「就労のための課程」であることを求めること等、認定日本語教育機関が実施する日本語教育課程を、国の各種制度等に位置付けることにより、認定日本語教育機関の活用を促す。~~
- ~~・ 国が運用する「日本語教育機関認定法ポータル」による日本語教育関係者に向けた認定日本語教育機関等についての情報発信や、関係省庁が連携した関係者への周知により、認定日本語教育機関等の活用を促す。~~
- ~~・ 認定日本語教育機関が企業や地方公共団体、大学・専門学校等と連携し、教育投資を得ながら質の高い日本語教育を提供するモデルの構築・普及等により、認定日本語教育機関の教育の質の更なる向上を図る。~~
- ~~・ 日本語教育機関が、在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告し、一定の基準を下回る場合には改善方策を報告することとされている制度の運用において、日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。~~
- ~~・ 出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について、文化庁への届出を義務化し、質の高い日本語教育人材の養成を図る。~~
- ・ J Fを通じ、日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進める。また、海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、機関間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教育機関認定法により、令和6年度から新たに登録日本語教員制度が創設された。日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての日本語教員試験に合格し、文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関が実施する実践研修を修了した者を、文部科学大臣が登録日本語教員として登録するとともに、文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者は日本語教員試験の一部が免除されることとなった。

国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中ため、登録日本語教員をはじめとする日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の質的及び量的な確保を図ることが必要であり、そのためには日本語教師の専門性が社会において適切な評価を受ける環境の整備が重要である。

これを踏まえ、登録日本語教員制度の着実な実施、登録日本語教員の活用促進、登録日本語教員を養成する機関の質の向上並びに日本語教育人材の養成及び資質・能力を向上させるための研修の実施のために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教員試験の実施や、登録日本語教員を養成する登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の文部科学大臣による登録等、登録日本語教員制度を着実に実施するとともに、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関の質の向上を図る。また、日本語教員試験については、受験機会の拡大等のため、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式による実施について検討する。
- ・ 「日本語教育機関認定法ポータル」において登録日本語教員についての情報を発信し、登録日本語教員のキャリア形成を支援するとともに活用を促す。
- ・ 外国人児童生徒に対する日本語教育体制を充実するための学校における登録日本語教員の活用促進や、海外の日本語教育における登録日本語教員の活用等、認定日本語教育機関に限らない場での登録日本語教員の活用

を促す。

- 文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告)に示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の養成・研修の推進のため、具体的なカリキュラムの開発及び実施、並びにその普及を図り、日本語教育人材の能力の向上やキャリア形成を支援する。
- 日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により、日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備する。
- ~~日本語教師の質を担保するため、文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について」(報告)を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い、必要な措置を講ずる。~~
- 行政や地域日本語教育において直接日本語を指導する登録日本語教員等に対する研修や、地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、認定日本語教育機関をはじめとする日本語学校、NPO等）との連携や地域における日本語教育推進の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターに対する育成のための研修を実施する。【再掲】
- 国の政策動向、地域日本語教育の総合的な体制づくりや日本語教室空白地域解消等地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】
- JFを通じ、日本語教師の養成を行う大学等による学生の海外実習等の取組を支援すると共に、各種海外派遣プログラムにより登録日本語教員を始めとする日本語教育人材が海外で活躍する機会を提供する。
- JF等を通じ、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。
- JICAを通じ、帰国したJICA海外協力隊員が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

我が国に在留する外国人等にとって、自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることが必要であるが、出身、文化、年齢、在留資格、職業、滞在目的等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は一様ではない。国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることを可能とするためなるよう、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みとして「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした「日本語教育の参照枠」（令和3年10月文化審議会国語分科会）¹⁰が示された。すとともに、これを踏まえ、日本語能力の判定基準の策定を行い、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にし、その普及・定着を図るなどの必要な施策を講ずる。

国内外において外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」等を普及させるための措置を講ずる。

また、海外においては、学習者自らが日本語の習得段階を把握できることは学習意欲を維持又は向上させる効果をもたらし、日本語教師が生徒の習得の進捗を確認する観点からも重要である。加えて、広く活用が進む外国語教育の参照枠を参考にして海外における日本語教育においても指導方法等を開発・普及させていくことは、日本語教育の一層の推進に効果的である。そのため、これらに資する措置を講ずる。

【具体的施策例】

- 日本語教育機関認定制度において、「日本語教育の参照枠」に基づく教育課程を実施する機関を認定日本語教育機関として認定し、「日本語教育の参照枠」に基づく教育を行うために必要な知識及び技能を有する者を登録日本語教員として登録する。
- 在留資格制度をはじめとする国の各種制度における日本語能力要件等

¹⁰ 「日本語教育の参照枠」では、5つの言語活動（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」）別に、日本語能力の熟達度をA1～C2までの6つのレベルで示している。

について、「日本語教育の参照枠」に基づいたものとするとともに、周知を行う等により関係団体における活用促進等の普及を図る。「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下「CEFR」という。）」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。

- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するために作成された、日常生活の様々な場面において日本語で行うことが想定される言語活動を例として示した生活分野における言語能力記述文である「生活 Can do」の普及を目指し、活用促進を行う。「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案（平成 22 年 5 月 19 日文化審議会国語分科会）について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。
- ・ 日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、JFを通じ、CEFRを参考にした「日本語教育の参照枠」と考え方を共有する日本語教育の参照枠である「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法や教材（インターネット上の教材を含む。）の開発及び普及等の取組を行う。

5 日本語能力の評価

外国人等の日本語能力を判定する方法として国内外で様々な日本語能力を判定する試験が実施されている。様々な日本語能力を判定する試験においては、個々の指標に基づき、レベルや判定基準等が設定されている。一方、日本語能力が求められる様々な分野における外国人等の活動が拡大し、学習・教育内容や方法の多様化が進む中、外国人等の利便性を高め、また、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にするためにも、各試験が判定する日本語能力についての共通の指標として「日本語教育の参照枠」が整備され、日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」の対応付けの手続きが示された。し、利用できるようにすることが必要となっている。

日本語能力が求められる様々な分野における外国人等の活動が拡大し、学

習・教育内容や方法の多様化が進む中、外国人等の利便性を高め、また、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にするためにも、日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」の対応付けが進むよう、「日本語教育の参照枠」を普及するためにそのため、国内外で参照できる「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」を策定するなどの必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語能力の判定試験等の対応付けの手続きを含めた「日本語教育の参照枠」について、周知を行う等により普及を図る。国内外で実施されている様々な試験と「日本語教育の参照枠」との関連を示すための方法等を示した「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
- ・ 日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため、JFを通じて、日本国内及び海外の現地事情を踏まえ各国・地域において実施されている「日本語能力試験」(JLPT) についてを実施するとともに、CEFRレベルの参考表示等、「日本語教育の参照枠」との対応付けのための施策を講ずる。在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れ実現のため、CEFR及び「JF日本語教育スタンダード」に基づき開発したを実現するため、外国人材の受入れニーズ等を踏まえ「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic) を実施するとともに、育成就労制度の立ち上げに向けて必要となる試験について、開発の実施を推進する。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(1) 日本語教育に関する調査研究等

我が国に在留する外国人等の増加や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として日本語学習者が増加しており、日本語の学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様となっていることから、日本語教育を一層推進するためには、日本語教育の実態を調査し、課題解決に必要な情報を把握するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 国内における日本語教育に関する実態調査や、「日本語教育の参照枠」

に基づく検討・作成・活用する際に必要となる日本語教育の内容や学習者の評価手法、ICTを活用した遠隔教育等の効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。

- ・ 日本語教育機関認定法に基づく認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関による教育の実施状況等についての文部科学省への定期報告の制度を適切に運用し、日本語教育に関する情報を収集する。
- ・ 各国の日本語教育の実態、日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討、改善に役立てるほか、研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として、また、日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として、さらに、日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう、JFにおいて、およそ3年間に1度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教育関係者に向けて認定日本語教育機関や登録日本語教員等についての情報発信を行う「日本語教育機関認定法ポータル」を公開・運用する。
- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会を開催するとともにや、地域日本語教育に関連する会議の開催、各地における地域日本語教育の諸事業におけるシンポジウム等の開催を行い、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。【再掲】

- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口を文部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、地方公共団体に対し、各地の日本語教室等の情報一覧をはじめとする地域日本語教育に関する情報を周知するための支援を行うや地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。【再掲】
- ・ 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。【再掲】
- ・ 職場で働く外国人等の学習の機会提供につなげるために、企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。
- ・ 外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、CEFRを参考にして開発した教材、eラーニングをはじめとするオンラインコンテンツ、日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報、各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況及び日本語教育を行う機関に関する調査結果、日本語試験の情報等、海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をJFのウェブサイトにおいて随時公表する。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

(1) 日本語教育推進会議

文部科学省、外務省その他の関係行政機関の相互の調整を行い、日本語教育の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に推進するため、日本語教育推進法第26条に基づき「日本語教育推進会議」を設ける。

日本語教育推進会議においては、関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して、日本語教育推進法第27条に基づき設けられた「日本語教育推進関係者会議」において、日本語教育の専門家、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者等の関係当事者の意見を聴く。

(2) 地方公共団体における推進体制

地方公共団体は、関係機関・関係者（日本語教育を行う機関、企業、地域国際化協会、NPO等）との連携の強化、基本方針を参酌して地域の実

情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定¹¹、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また、地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、合議制の機関を置くことができる。

2—日本語教育を行う機関に関する制度の整備

~~日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校）を含む。）のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で、日本語教育推進法第8条において、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。~~

2-3 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第6項に基づき、日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては、日本語教育推進法第10条第7項に基づき、基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。

¹¹ 日本語教育の推進に関する基本方針を策定する際には、各地方公共団体が地域ごとの実情に応じて、次のような柔軟な対応をとることが考えられる。

- ・「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的に関連する計画と一体的に整備する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- ・都道府県と市区町村、あるいは複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定する。
- ・都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施する。
- ・既に類似の方針を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、当該方針をもって代えることができるものとする。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。

以上